

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目 次

ページ

訓 令

○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（人事課） 1

訓 令

北海道訓令第10号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成22年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「本庁の局長（出納局長）」を「組織規則第5条第2項に規定する局及び室の長（知事室長）」に改め、同条第10号中「局次長」及び「局に置かれた次長」を「担当局長」に改め、同条第13号中「本庁の課に置かれた」を「組織規則第6条第3項に規定する課の」に改め、同条第14号中「課内参事」を「担当課長」に改め、「置かれた」の次に「担当課長、」を、「含む。）」の次に「及び上席普及指導員」を加え、同条第15号中「課長が指定する」を削り、「の主幹」の次に「及び水産振興課の総括普及指導員」を加える。

第3条第2項第14号を次のように改める。

(14) 職員の任免（主幹（相当職を含む。）以下の職にある者の任免（課長（相当職を含む。）以上の職への昇任を除く。）を除く。）に関すること。

第4条を次のように改める。

（部長等の共通専決事項）

第4条 部長は、第3条に規定する知事の決裁事項を除き、当該部、出納局又は労働委員会事務局の分掌事務に係る事項（出先機関の所掌に係るものを除く。）を専決することができる。

2 部次長、局長、課長及び主幹は、当該部、局若しくは部内室、課又はグループの分掌事務に係る別表第1に掲げる事項（局長にあっては知事室次長、出納局次長にあっては入札

管理室長の職務に係るものを除く。）を専決することができる。

第4条の2の見出しを「（知事室長等の専決事項）」に改め、同条第1項中「は、その職務に係る別表第1に掲げる部長専決事項」を「危機管理監、地域振興監、観光振興監及び食の安全推進監は、前条第1項の規定により部長が専決することができる事項のうち、その職務に係るもの」に改め、同条第2項中「競馬事業室長」を「入札管理室長」に改める。

第4条の3及び第4条の4を削る。

第5条及び第5条の2を次のように改める。

（出納局長等の個別専決事項）

第5条 出納局長は、会計管理者の権限に属する事務のうち、あらかじめ会計管理者の指定するものを専決することができる。

2 部次長、局長及び課長は、第4条第1項又は前項の規定により部長が専決することができる事項（当該部次長等の職務に係るものに限る。）のうち、あらかじめ当該部長の指定するものを専決することができる。

3 会計管理者及び部長は、前2項の規定により出納局長又は部次長等が専決することができる事項を指定したときは、速やかに、総務部長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（局内室長等の個別専決事項）

第5条の2 局内室長及び担当局長は、第4条第2項又は前条第2項の規定により部次長又は局長が専決することができる事項のうち、当該室の分掌事務に係るもの又は当該担当局長の職務に係るもの（重要又は異例に属すると認められるものを除く。）を専決することができる。

2 課内室長及び担当課長は、第4条第2項又は前条第2項の規定により課長が専決することができる事項のうち、当該室の分掌事務に係るもの又は当該担当課長の職務に係るもの（重要又は異例に属すると認められるものを除く。）を専決することができる。

第6条の見出し中「専決事項」を「個別専決事項」に改め、同条第1項中「部長の」を「第4条第2項、第5条第2項又は前条第1項の規定により部次長、局長、局内室長又は担当局長が」に、「部次長又は局長」を「当該部次長等」に改め、同条第2項中「課長が」を「第4条第2項、第5条第2項又は前条第2項の規定により課長、課内室長又は担当課長が」に、「課長の」を「当該課長等の」に改める。

第7条中「（第5条の規定により総務部行政改革局職員事務センター長の個別専決事項とされているものを除く。）」を削り、同条ただし書中「（保健福祉事務所、森づくりセンター及び土木現業所を除く。）」を削り、「同表の第5項及び第10項から第12項まで」を「同表の第4項から第6項まで及び第11項から第13項まで」に改める。

第9条の見出し中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同条中「支庁長」を「総合振興局長及び振興局長（以下「総合振興局長等」という。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（総合振興局及び留萌振興局の副局長（建設管理部担当）の個別専決事項）

第 9 条の 2 総合振興局及び留萌振興局の副局長（建設管理部担当）は、別表第 5 の 2 に掲げる事項を専決することができる。

別表第 1 の部長専決事項を削り、同表の課長専決事項第 21 項中「を併職させる」を「に配置換え、併職及び併職の解除並びに配置箇所に係る兼務及び兼務の解除を命ずる」に改め、同表の代表課長専決事項に次の 1 項を加える。

5 司法警察職員を任免することについて、検察庁と協議すること。

別表第 1 の主幹専決事項第 6 項を削る。

別表第 1 の 2 を削る。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 削除

別表第 3 の第 1 項中「支庁」を「総合振興局及び振興局（以下「総合振興局等」という。）」に改め、同表の第 2 項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同表の第 3 項を削り、同表の第 4 項を同表の第 3 項とし、同表の第 5 項中「を併職させる」を「に配置換え並びに併職及び併職の解除を命ずる」に改め、同項を同表の第 4 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

5 所属職員に配置箇所に係る兼務及び兼務の解除を命ずること（総合振興局等の職員に係る場合に限る。）。

別表第 3 中第 13 項を第 14 項とし、第 10 項から第 12 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表の第 9 項中「の受給資格及び児童手当」を「及び子ども手当の受給資格並びに児童手当及び子ども手当」に、「こと」を「こと（道立病院及び道立精神科病院の職員に係る場合に限る。）」に改め、同項を同表の第 10 項とし、同表の第 8 項中「こと」の次に「（道立病院及び道立精神科病院の職員に係る場合に限る。）」を加え、同表中同項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 所属職員（本庁の主幹（相当職を含む。）以下の職にある者に限る。）に当該出先機関内の勤務箇所に係る兼務及び兼務の解除並びに兼職及び兼職の解除を命ずること（総合振興局等の職員に係る場合に限る。）。

別表第 4 中「支 庁」を「総合振興局等」に改め、同表の総合振興局等の本庁総務部の分掌事項第 2 項中「の施行」を「（昭和 36 年法律第 223 号）の施行」に改め、同事項第 3 項中「の施行」を「（昭和 22 年法律第 118 号）の施行」に改め、同事項第 4 項中「自衛隊法」の次に「（昭和 29 年法律第 165 号）」を加え、同事項第 5 項中「水防法」の次に「（昭和 24 年法律第 193 号）」を加え、同事項第 6 項中「の施行」を「（平成 16 年法律第 112 号）の施行」に改め、同表の総合振興局等の本庁総合政策部の分掌事項第 1 項中「の施行」を「（昭和 49 年法律第 92 号）の施行」に改め、同事項第 3 項中「支庁」を「総合振興局等」に改め、同事項第 4 項中「の施行」を「（昭和 22 年法律第 67 号）の施行」に改め、同項第 1 号、第 2

号、第 8 号及び第 13 号中「支庁」を「総合振興局等」に改め、同項第 16 号中「以下」を「昭和 22 年政令第 16 号。以下」に、「支庁」を「総合振興局等」に改め、同項第 17 号及び第 18 号中「支庁」を「総合振興局等」に改め、同事項第 6 項中「の施行」を「（昭和 25 年法律第 211 号）の施行」に改め、同事項第 8 項中「の施行」を「（昭和 47 年法律第 66 号）の施行」に改め、同表の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第 2 項中「の施行」を「（昭和 45 年法律第 138 号）の施行」に改め、同事項第 3 項中「の施行」を「（昭和 43 年法律第 97 号）の施行」に改め、同事項第 4 項中「の施行」を「（平成 11 年法律第 105 号）の施行」に改め、同事項第 8 項中「の施行」を「（昭和 45 年法律第 137 号）の施行」に改め、同事項第 13 項中「の施行」を「（平成 15 年北海道条例第 34 号）の施行」に改め、同事項第 14 項中「の施行」を「（平成 20 年北海道条例第 90 号）の施行」に改め、同事項第 15 項中「支庁」を「総合振興局等」に改め、同事項第 16 項中「の施行」を「（昭和 32 年法律第 161 号）の施行」に、「支庁」を「総合振興局等」に改め、同項第 23 号を削り、同項第 22 号中「第 66 条第 2 項」を「第 79 条第 2 項」に改め、同号を同項第 23 号とし、同項第 21 号中「第 56 条第 4 項」を「第 68 条第 4 項」に改め、同号を同項第 22 号とし、同項第 20 号中「第 56 条第 3 項」を「第 68 条第 3 項」に改め、同号を同項第 21 号とし、同項第 19 号中「第 56 条第 1 項」を「第 68 条第 1 項」に改め、同号を同項第 20 号とし、同項第 18 号中「第 50 条第 1 項」を「第 62 条第 1 項」に改め、同号を同項第 19 号とし、同項第 17 号中「第 40 条」を「第 52 条」に改め、同号を同項第 18 号とし、同項第 16 号中「第 28 条第 1 項及び第 2 項」を「第 35 条第 1 項及び第 2 項」に、「第 1 号、第 3 号、第 5 号、第 9 号、第 12 号」を「第 2 号、第 4 号、第 6 号、第 8 号、第 13 号」に改め、同号を同項第 17 号とし、同項第 15 号中「第 27 条」を「第 34 条」に、「第 1 号、第 3 号、第 5 号、第 9 号及び第 12 号」を「第 2 号、第 4 号、第 6 号、第 8 号及び第 13 号」に改め、同号を同項第 16 号とし、同項第 14 号中「第 26 条第 6 項」を「第 33 条第 6 項」に改め、同号を同項第 15 号とし、同項第 13 号中「第 26 条第 4 項」を「第 33 条第 4 項」に改め、同号を同項第 14 号とし、同項第 12 号中「第 26 条第 2 項」を「第 33 条第 2 項」に改め、同号を同項第 13 号とし、同項第 11 号中「第 26 条第 1 項」を「第 33 条第 1 項」に改め、同号を同項第 12 号とし、同項第 9 号及び第 10 号を削り、同項第 8 号中「第 22 条第 1 項」を「第 30 条第 1 項」に改め、同号を同項第 11 号とし、同項第 7 号中「第 16 条第 4 項及び第 5 項」を「第 24 条第 4 項及び第 5 項（同条第 8 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」に改め、同号を同項第 10 号とし、同項第 6 号中「第 16 条第 1 項」を「第 24 条第 1 項及び第 7 項」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 5 号中「第 15 条第 3 項第 6 号」を「第 23 条第 3 項第 7 号」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 4 号中「第 14 条第 6 項及び第 7 項」を「第 21 条第 6 項及び第 7 項」に改め、同号を同項第 5 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

（6）第 22 条第 3 項の規定に基づき、国定公園内の海域公園地区内における同項各号（第 3 号及び第 4 号を除く。）に掲げる行為を許可すること。

（7）第 22 条第 6 項及び第 7 項の規定に基づき、国定公園の海域公園地区内において同条第

3 項各号に掲げる行為に着手している者等から届出を受理すること。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第16項第3号中「第14条第3項」を「第21条第3項」に、「国定公園内」を「国定公園」に改め、同号イ中「第10号」を「第11号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第13条第6項から第8項まで」を「第20条第6項から第8項まで」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「第13条第3項」を「第20条第3項」に、「第4号及び第8号」を「第5号及び第9号」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 第17条第1項の規定に基づき、第16条第3項の認可を受けた者に対し、国定公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は職員に、その国定公園事業に係る施設に立ち入らせ、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第16項第24号を削り、同項中第25号を第24号とし、第26号を第25号とし、同項第27号中「以下」を「昭和33年北海道条例第36号。以下」に改め、同項中同号を第26号とし、第28号から第36号までを1号ずつ繰り上げ、同項第37号中「第27号、第29号及び第34号」を「第26号、第28号及び第33号」に改め、同号を同項第36号とし、同項第38号中「第27号、第29号、第34号」を「第26号、第28号、第33号」に改め、同号を同項第37号とし、同項中第39号を第38号とし、第40号から第43号までを1号ずつ繰り上げ、同事項第20項中「の施行」を「（平成14年法律第88号）の施行」に改め、同項第1号、第10号及び第31号中「支庁」を「総合振興局等」に改め、同事項第21項中「の施行」を「（昭和23年法律第200号）の施行」に、「支庁」を「総合振興局等」に改め、同事項第22項中「の施行」を「（平成11年北海道条例第43号）」に改め、同項第1号中「事業者」を「事業者等」に、「支庁」を「総合振興局等」に改め、同事項第23項中「の施行」を「（昭和51年法律第57号）の施行」に改め、同項各号中「支庁」を「総合振興局等」に改め、同事項中第28項を第29項とし、同事項第27項中「の施行」を「（昭和25年法律第175号）の施行」に改め、同項第1号中「支庁」を「総合振興局等」に改め、同項を同事項第28項とし、同事項第26項中「の施行」を「（昭和48年法律第31号）の施行」に改め、同項第1号中「支庁」を「総合振興局等」に改め、同項を同事項第27項とし、同事項第25項中「の施行」を「（昭和37年法律第104号）の施行」に改め、同項第1号中「支庁」を「総合振興局等」に改め、同項を同事項第26項とし、同事項第24項中「の施行」を「（昭和37年法律第134号）の施行」に改め、同項第1号中「支庁」を「総合振興局等」に改め、同項を同事項第25項とし、同事項第23項の次に次の1項を加える。

24 割賦販売法（昭和36年法律第159号）の施行に関する事務

- (1) 第40条第3項の規定に基づき、個別信用購入あっせん業者に対し、その業務に関し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずること（2以上の総合振興局等の所管区域にわたるものを除く。）。

- (2) 第40条第9項の規定に基づき、個別信用購入あっせん業者と密接な関係を有する者に対し、報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずること（2以上の総合振興局等の所管区域にわたるものを除く。）。
- (3) 第41条第1項の規定に基づき、職員に個別信用購入あっせん業者の営業所又は事務所に立入検査をさせること。
- (4) 第41条第5項の規定に基づき、職員に個別信用購入あっせん業者と密接な関係を有する者の営業所又は事務所に立入検査をさせること。

別表第4の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項に次の17項を加える。

3 生活保護法（昭和25年法律第144号）の施行に関する事務

- (1) 第40条第2項の規定に基づき、保護施設の設置の届出を受理すること。
- (2) 第41条第2項の規定に基づき、保護施設の設置を認可すること。
- (3) 第41条第5項の規定に基づき、同条第2項第1号又は第3号から第8号までに掲げる事項の変更を認可すること。
- (4) 第42条の規定に基づき、保護施設の休止又は廃止の時期を認可すること。
- (5) 第45条第1項の規定に基づき、保護施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止又は保護施設の廃止を命ずること。
- (6) 第45条第2項の規定に基づき、保護施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止を命じ、又は当該認可を取り消すこと。
- (7) 第46条第2項及び第3項の規定に基づき、管理規程の届出の受理又は変更を命ずること。

4 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）の施行に関する事務

- (1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令（昭和27年政令第143号）第12条の規定に基づき、障害者年金等に関する請求書等を受理し、これらを受ける権利の裁定に必要な調査を行うこと。

5 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の施行に関する事務

- (1) 第4条の規定に基づき、戦傷病者手帳を交付すること。
- (2) 第5条の規定に基づき、戦傷病者手帳の記載事項を訂正すること。
- (3) 第6条第2項の規定に基づき、戦傷病者手帳の返還を命ずること。
- (4) 第20条第1項の規定に基づき、更生医療の給付を行うこと。
- (5) 第21条第1項の規定に基づき、補装具を支給し、又は修理すること。
- (6) 第23条の規定に基づき、戦傷病者乗車券引換証を交付すること。
- (7) 戦傷病者特別援護法施行規則（昭和38年厚生省令第46号。以下この項において「省令」という。）第13条の規定に基づき、更生療養券を交付すること。
- (8) 省令第15条の規定に基づき、補装具交付券又は補装具修理券を交付すること。

6 恩給法（大正12年法律第48号）の施行に関する事務

- (1) 恩給給与細則（昭和28年総理府令第67号）第2条ただし書の規定に基づき、旧軍人、旧準軍人、旧軍属及びこれらの者の遺族に係る恩給請求書を受理すること。
- 7 地方自治法の施行に関する事務
- (1) 附則第10条の規定に基づき、軍人軍属であった者の身上の取扱いに関し必要な調査を行うこと。
- 8 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の施行に関する事務
- (1) 第6条の規定に基づき、受給資格及び手当額を認定すること。
- (2) 第14条の規定に基づき、手当額の一部又は全部を支給しないことを決定すること。
- (3) 第15条の規定に基づき、手当の支払を一時差し止めること。
- (4) 第16条の規定に基づき、未払分の手当を支払うこと。
- (5) 第28条の規定に基づき、受給者等の提出する書類その他の物件を処理すること。
- (6) 第29条第1項の規定に基づき、受給資格者に対し、物件の提出を命じ、又は職員をして受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させること。
- (7) 第29条第2項の規定に基づき、手当の支給が行われる児童又は児童の父に対し、医師の診断を受けるべきことを命じ、又は職員にその者の障害の状態を診断させること。
- (8) 第31条の規定に基づき、手当の支払を調整すること。
- (9) 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号。以下この項において「省令」という。）第26条の規定に基づき、添付書類を省略させ、又はこれに代わる他の書類を添付させること。
- (10) 省令第27条の規定に基づき、町村長経由の省略を認めること。
- 9 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の施行に関する事務
- (1) 第12条の3第1項の規定に基づき、身体障害者相談員の業務を委託すること。
- (2) 第15条第1項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付の申請を受理すること。
- (3) 第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳を交付すること。
- (4) 第15条第5項の規定に基づき、障害が身体障害者福祉法別表に掲げるものに該当しないことを通知すること。
- (5) 第16条第1項又は第2項の規定に基づき、身体障害者手帳の返還を受理し、又は返還を命ずること。
- (6) 第16条第4項の規定に基づき、市町村からの通知を受理すること。
- (7) 第26条第1項の規定に基づき、身体障害者生活訓練等事業等の開始の届出を受理すること。
- (8) 第26条第2項の規定に基づき、届出事項の変更の届出を受理すること。
- (9) 第26条第3項の規定に基づき、身体障害者生活訓練等事業等の廃止又は休止の届出を受理すること。
- (10) 第28条第2項の規定に基づき、身体障害者社会参加支援施設の開始の届出を受理す

ること。

- (11) 第28条第4項の規定に基づき、養成施設の開始の届出を受理すること。
- (12) 第39条第1項の規定に基づき、身体障害者生活訓練等事業等を行う者から必要な報告を求め、又は職員に、当該事務所等に立ち入り、設備、帳簿書類等の検査をさせること。
- (13) 第39条第2項の規定に基づき、身体障害者社会参加支援施設の長から必要な報告を求め、又は職員に、当該施設に立ち入り、設備、帳簿書類等の検査をさせること。
- (14) 第40条の規定に基づき、身体障害者生活訓練等事業等を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずること。
- (15) 第41条第1項の規定に基づき、身体障害者社会参加支援施設又は養成施設の事業の停止又は廃止を命ずること。
- (16) 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下この項において「政令」という。）第10条の規定に基づき、身体障害者手帳を再交付すること。
- (17) 政令第28条第1項の規定に基づき、身体障害者社会参加支援施設の種類の変更又は休止若しくは廃止の届出及び養成施設の休止又は廃止の届出を受理すること。
- 10 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行に関する事務
- (1) 第8条の規定に基づき、母子自立支援員を任免すること。
- (2) 第25条第1項及び第26条第1項（第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定による申請について、配偶者のない女子であって現に児童を扶養しているもの又は寡婦であることの証明書を交付すること。
- (3) 母子福祉資金等償還協力員を委嘱すること。
- 11 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の施行に関する事務
- (1) 第14条の規定に基づき、老人居宅生活支援事業の開始の届出を受理すること。
- (2) 第14条の2の規定に基づき、老人居宅生活支援事業の変更の届出を受理すること。
- (3) 第14条の3の規定に基づき、老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出を受理すること。
- (4) 第15条第2項の規定に基づき、老人デイサービスセンター等の設置の届出を受理すること。
- (5) 第15条第3項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の届出を受理すること。
- (6) 第15条第4項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置を認可すること。
- (7) 第15条の2第1項の規定に基づき、老人デイサービスセンター等の変更の届出を受理すること。
- (8) 第15条の2第2項の規定に基づき、養護老人ホーム等の変更の届出を受理すること。

- (9) 第16条第1項の規定に基づき、老人デイサービスセンター等の廃止又は休止の届出を受理すること。
 - (10) 第16条第2項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の届出を受理すること。
 - (11) 第16条第3項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加の時期を認可すること。
 - (12) 第18条第1項の規定に基づき、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター等の設置者から必要な報告を求め、又は職員に、当該事務所等に立ち入り、設備、帳簿書類等の検査をさせること。
 - (13) 第18条第2項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長から必要な事項の報告を求め、又は職員に、当該施設に立ち入り、設備、帳簿書類等の検査をさせること。
 - (14) 第18条の2第1項の規定に基づき、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者に対し、改善に必要な措置を採るべきことを命ずること。
 - (15) 第18条の2第2項の規定に基づき、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター等の設置者に対し、その事業の制限又は停止を命ずること。
 - (16) 第19条第1項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者に対し、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は当該許可を取り消すこと。
 - (17) 第29条第1項の規定に基づき、有料老人ホームの設置の届出を受理すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。
 - (18) 第29条第2項の規定に基づき、有料老人ホームの届出事項の変更、事業の休止若しくは廃止の届出を受理すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。
 - (19) 第29条第6項の規定に基づき、有料老人ホームの設置者若しくは管理者等に対して報告を求め、又は職員に、質問させ、当該施設等に立ち入り、設備等の検査をさせること（札幌市の区域に係るものを除く。）。
 - (20) 第29条第8項及び第9項の規定に基づき、有料老人ホームの設置者に対して、改善に必要な措置を採るべきことを命じ、及びその旨を公示すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。
 - (21) 老人福祉法施行細則（昭和38年北海道規則第152号。以下この項において「規則」という。）第10条の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム事業の開始の届出を受理すること。
 - (22) 規則第13条の規定に基づき、設置者からの報告書を受理すること。
- 12 介護保険法（平成9年法律第123号）の施行に関する事務
- (1) 第24条の2第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人を指定すること。

- (2) 第69条の4の規定に基づき、介護支援専門員の氏名等の変更の届出を受理すること。
- (3) 第69条の5の規定に基づき、介護支援専門員の死亡等の届出を受理すること。
- (4) 第69条の6の規定に基づき、介護支援専門員の登録を消除すること。
- (5) 第69条の7第6項の規定に基づき、介護支援専門員から介護支援専門員証の返納を受けること。
- (6) 第69条の7第7項の規定に基づき、介護支援専門員から介護支援専門員証の提出を受けること。
- (7) 第69条の7第8項の規定に基づき、介護支援専門員に対し、介護支援専門員証を返還すること。
- (8) 第69条の38第1項の規定に基づき、介護支援専門員（道外に居住する者を除く。以下この項において同じ。）に対し、必要な報告を求めること。
- (9) 第69条の38第2項の規定に基づき、介護支援専門員に対し、必要な指示をし、又は指定する研修を受けるよう命ずること。
- (10) 第69条の38第3項の規定に基づき、介護支援専門員に対し、1年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止すること。
- (11) 第69条の39第1項から第3項までの規定に基づき、介護支援専門員又は介護支援専門員証の交付を受けていないものの登録を消除すること。
- (12) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下この項において「施行令」という。）第3条第2項の規定に基づき、訪問介護員養成研修事業者を指定すること（主たる事務所の所在地が道外の事業者及び道内に主たる事務所を置き、講義を通信の方法で行うことにより他の都府県にまたがり研修を実施する事業者に係るものを除く。次号において同じ。）。
- (13) 施行令第3条第3項の規定に基づき、訪問介護員養成研修事業者の指定を取り消すこと。
- (14) 施行令第11条の3第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人の指定の更新をすること。
- (15) 施行令第11条の4第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人の指定内容の変更又は受託事務の廃止、休止若しくは再開の届出を受理すること。
- (16) 施行令第11条の4第2項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人の指定の変更等の届出があった旨を市町村長に通知すること。
- (17) 施行令第11条の5の規定に基づき、指定市町村事務受託法人であった者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、出頭を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させること。
- (18) 施行令第11条の6第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人に対し、要件を満たすべきことを勧告すること。

- (19) 施行令第11条の6第2項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人が勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (20) 施行令第11条の6第3項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (21) 施行令第11条の6第5項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人が要件を満たしていない旨の市町村からの通知を受理すること。
- (22) 施行令第11条の7第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人の指定を取り消し、又はその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (23) 施行令第11条の7第2項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人が処分事由に該当する旨の市町村からの通知を受理すること。
- 13 介護保険法の施行に関する事務（札幌市の区域に係るものを除く。）
- (1) 第24条第1項の規定に基づき、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、報告若しくは居宅サービス等の提供の記録等の提示を命じ、又は職員に質問させること。
- (2) 第24条第2項の規定に基づき、介護給付等を受けた被保険者等に対し、報告を命じ、又は職員に質問させること。
- (3) 第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定すること。
- (4) 第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定すること。
- (5) 第48条第1項第1号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を指定すること。
- (6) 第48条第1項第3号の規定に基づき、指定介護療養型医療施設を指定すること。
- (7) 第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定すること。
- (8) 第70条第4項（第70条の2第4項（第115条の10において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町村長に通知し、意見を求めること。
- (9) 第70条の2第1項（第115条の10において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定を更新すること。
- (10) 第71条第1項ただし書（第115条の10において準用する場合を含む。）の規定に基づき、病院等の開設者から、指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の特例に係る別段の申出を受けること。
- (11) 第72条第1項ただし書（第115条の10において準用する場合を含む。）の規定に基づき、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設の開設者から、指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の特例に係る別段の申出を受けること。
- (12) 第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定内容の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出を受けること。
- (13) 第76条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類等进行检查させること。
- (14) 第76条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者に対し、基準を遵守すべきことを勧告すること。
- (15) 第76条の2第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者が勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (16) 第76条の2第3項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (17) 第76条の2第5項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者が適正な事業の運営をしていない旨の市町村からの通知を受理すること。
- (18) 第77条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定を取り消し、又はその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (19) 第77条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者が指定の処分事由に該当する旨の市町村からの通知を受理すること。
- (20) 第78条の2第2項の規定に基づき、市町村長から指定地域密着型サービス事業者の指定をしようとする旨の届出を受けること。
- (21) 第78条の2第3項の規定に基づき、市町村長に対し必要な助言又は勧告をすること。
- (22) 第78条の10の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定等の届出を受けること。
- (23) 第79条の2第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定を更新すること。
- (24) 第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定内容の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出を受けること。
- (25) 第83条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類等进行检查させること。
- (26) 第83条の2第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者に対し、基準を遵守すべきことを勧告すること。
- (27) 第83条の2第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者が勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (28) 第83条の2第3項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (29) 第83条の2第5項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者が適正な事業の運営をしていない旨の市町村からの通知を受理すること。
- (30) 第84条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定を取り消し、又はその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

- (31) 第86条第3項（第86条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町村長に通知し、意見を求めること。
- (32) 第86条の2第1項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定を更新すること。
- (33) 第89条の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者の住所等の変更に係る届出を受けること。
- (34) 第90条第1項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類等进行检查させること。
- (35) 第91条の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定辞退の届出を受けること。
- (36) 第91条の2第1項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者に対し、基準を遵守すべきことを勧告すること。
- (37) 第91条の2第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者が勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (38) 第91条の2第3項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (39) 第91条の2第5項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設が適正な運営をしていない旨の市町村からの通知を受理すること。
- (40) 第92条第1項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定を取り消し、又はその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (41) 第92条第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設が処分事由に該当する旨の市町村からの通知を受理すること。
- (42) 第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可すること。
- (43) 第94条第2項の規定に基づき、介護老人保健施設の入所定員等の変更を許可すること。
- (44) 第94条第6項（第94条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町村長に通知し、意見を求めること。
- (45) 第94条の2第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の許可を更新すること。
- (46) 第95条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の管理者を承認すること。
- (47) 第95条第2項の規定に基づき、医師以外の者が介護老人保健施設を管理することを承認すること。
- (48) 第98条第1項第4号の規定に基づき、介護老人保健施設の広告事項を許可すること。
- (49) 第99条の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者の住所等の変更に係る届出を受けること。
- (50) 第100条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者等に対し、報告若しくは診療録等の提出等を命じ、出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若し

- くは施設に立ち入り、設備、診療録等进行检查させること。
- (51) 第100条第3項の規定に基づき、処分が行われる必要がある旨の通知を受理すること。
- (52) 第101条の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者に対し、施設の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕若しくは改築を命ずること。
- (53) 第102条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者に対し、管理者の変更を命ずること。
- (54) 第103条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者に対し、基準を遵守すべきことを勧告すること。
- (55) 第103条第2項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者が勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (56) 第103条第3項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又はその業務の停止を命ずること。
- (57) 第103条第5項の規定に基づき、介護老人保健施設が基準に適合しなくなった旨の市町村からの通知を受理すること。
- (58) 第104条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設の許可を取り消し、又はその許可の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (59) 第104条第2項の規定に基づき、介護老人保健施設が許可の処分事由に該当する旨の市町村からの通知を受理すること。
- (60) 第107条第5項（第107条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町村長に通知し、意見を求めること。
- (61) 第107条の2第1項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定を更新すること。
- (62) 第108条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定事項を変更すること。
- (63) 第111条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者の住所等の変更に係る届出を受けること。
- (64) 第112条第1項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者等に対し、報告若しくは診療録等の提出等を命じ、出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは施設に立ち入り、設備、診療録等进行检查させること。
- (65) 第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定辞退の届出を受けること。
- (66) 第113条の2第1項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設に対し、期限を定めて勧告すること。
- (67) 第113条の2第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設が勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (68) 第113条の2第3項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設に対し、勧告に係る

措置をとるべきことを命ずること。

- (69) 第113条の2第5項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設が適正な運営をしていない旨の市町村からの通知を受理すること。
- (70) 第114条第1項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定を取り消し、又はその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (71) 第114条第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設が処分事由に該当する旨の市町村からの通知を受理すること。
- (72) 第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定内容の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出を受けること。
- (73) 第115条の7第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類等を検査させること。
- (74) 第115条の8第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者に対し、基準を遵守すべきことを勧告すること。
- (75) 第115条の8第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者が勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (76) 第115条の8第3項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (77) 第115条の8第5項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者が適正な事業の運営をしていない旨の市町村からの通知を受理すること。
- (78) 第115条の9第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定を取り消し、又はその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (79) 第115条の9第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者が処分事由に該当する旨の市町村からの通知を受理すること。
- (80) 第115条の20の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等の届出を受理すること。
- (81) 第115条の35第4項の規定に基づき、介護サービス事業者に対し、報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又は調査を受けることを命ずること。
- (82) 第115条の35第5項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対して処分をした旨を市町村長に通知すること。
- (83) 第115条の35第6項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設の指定若しくは介護老人保健施設の許可を取り消し、又はその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止すること。

- (84) 第115条の35第7項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定の取消し又は効力の停止が適当である旨を市町村長に通知すること。

14 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の施行に関する事務

- (1) 第45条第3項の規定に基づき、療養の給付に要する費用の額を認可すること。

15 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の施行に関する事務（2以上の総合振興局等の所管区域にわたるものを除く。）

- (1) 第32条の規定に基づき、社会福祉法人の定款を認可すること。
- (2) 第43条第2項において準用する第32条の規定に基づき、社会福祉法人の定款の変更を認可すること。
- (3) 第43条第3項の規定に基づき、社会福祉法人の定款の変更の届出を受理すること。
- (4) 第46条第2項の規定に基づき、社会福祉法人の解散の認可又は認定をすること。
- (5) 第46条第3項の規定に基づき、社会福祉法人の解散の届出を受理すること。
- (6) 第49条第3項において準用する第32条の規定に基づき、社会福祉法人の合併を認可すること。
- (7) 第46条の7の規定に基づき、社会福祉法人の清算中に就職した清算人の就職に関する届出を受理すること。
- (8) 第47条の3の規定に基づき、社会福祉法人の清算終了の届出を受理すること。
- (9) 第56条第1項の規定に基づき、社会福祉法人からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、又は職員に、当該業務及び財産の状況を検査させること。
- (10) 第56条第2項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずること。
- (11) 第56条第3項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告すること。
- (12) 第56条第4項の規定に基づき、社会福祉法人の解散を命ずること。
- (13) 第57条の規定に基づき、公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人に対し、その事業の停止を命ずること。
- (14) 第62条第1項の規定に基づき、事業の開始の届出を受理すること。
- (15) 第62条第2項の規定に基づき、社会福祉施設の設置を許可すること。
- (16) 第63条第1項の規定に基づき、届出事項の変更の届出を受理すること。
- (17) 第63条第2項の規定に基づき、第62条第1項第4号、第5号及び第7号並びに同条第3項第1号、第4号及び第5号に掲げる事項の変更を許可すること。
- (18) 第64条の規定に基づき、事業の廃止の届出を受理すること。
- (19) 第67条第1項の規定に基づき、施設を必要としない第一種社会福祉事業の開始の届出を受理すること。

- (20) 第67条第2項の規定に基づき、施設を必要としない第一種社会福祉事業の経営を許可すること。
- (21) 第68条の規定に基づき、届出事項等の変更又は事業の廃止の届出を受理すること。
- (22) 第69条第1項の規定に基づき、第二種社会福祉事業の開始の届出を受理すること。
- (23) 第69条第2項の規定に基づき、届出事項の変更又は事業の廃止の届出を受理すること。
- (24) 第70条の規定に基づき、社会福祉事業を経営する者から必要な報告を求め、又は職員に、施設、帳簿、書類等进行检查し、その他事業経営の状況を調査させること。
- (25) 第71条の規定に基づき、社会福祉事業を経営する者に対し、第65条の基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずること。
- (26) 第72条第1項の規定に基づき、社会福祉事業を経営する者に対し、社会福祉事業を営営することを制限し、その停止を命じ、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可を取り消すこと。
- (27) 第72条第2項の規定に基づき、社会福祉事業を営営する者に対し、社会福祉事業を営営することを制限し、その停止を命じ、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可若しくは第74条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すこと。
- (28) 第72条第3項の規定に基づき、社会福祉事業を営営する者に対し、社会福祉事業を営営することを制限し、又はその停止を命ずること。
- (29) 独立行政法人福祉医療機構業務方法書（平成15年厚生労働大臣認可）第21条の規定に基づき、福祉貸付に係る知事の意見を作成すること。
- (30) 登録免許税法施行規則（昭和42年大蔵省令第37号）第3条第1号の規定に基づき、社会福祉事業の用に供する建物等について、証明をすること。
- (31) 社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱（昭和62年民総第1号民生部長通知。以下この項において「要綱」という。）第3の2の(1)のアの規定に基づき、社会福祉法人の基本財産の処分又は担保提供を承認すること。
- (32) 要綱第4の2の(1)の規定に基づき、社会福祉法人の理事長の変更の報告を徴すること。
- 16 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の施行に関する事務
- (1) 第15条の2第1項の規定に基づき、知的障害者相談員の業務を委託すること。
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知。以下この項において「要綱」という。）第5の1の規定に基づき、療育手帳の交付の申請を受理すること。
- (3) 要綱第5の2の規定に基づき、療育手帳を交付すること。
- (4) 要綱第7の規定に基づき、療育手帳の記載事項を訂正すること。
- (5) 療育手帳制度の実施について（昭和48年児発第725号厚生省児童家庭局長通知。以

- 下この項において「通知」という。）第5の3の規定に基づき、療育手帳を再交付すること。
- (6) 通知第5の4の規定に基づき、療育手帳の返還を受理すること。
- (7) 通知第6の規定に基づき、療育手帳交付台帳を作成し、整備すること。
- 17 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に関する事務
- (1) 第17条第4項の規定に基づき、児童委員を指揮監督すること。
- (2) 第24条の2第1項の規定に基づき、指定知的障害児施設等を指定すること。
- (3) 第24条の10第1項の規定に基づき、指定知的障害児施設等の指定の更新を行うこと。
- (4) 第24条の13の規定に基づき、指定知的障害児施設等の設置者の住所等の変更の届出を受理すること。
- (5) 第24条の14の規定に基づき、指定知的障害児施設等の指定の辞退の届出を受理すること。
- (6) 第24条の15第1項の規定に基づき、指定施設設置者等若しくは指定施設設置者等であった者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、又は職員に関係者に対し質問させ、若しくは設備、帳簿書類等进行检查させること。
- (7) 第24条の16第1項の規定に基づき、指定知的障害児施設等の設置者に対し、基準を遵守すべきことを勧告すること。
- (8) 第24条の16第2項の規定に基づき、指定知的障害児施設等の設置者が勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (9) 第24条の16第3項及び第4項の規定に基づき、指定知的障害児施設等の設置者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命じ、及びその旨を公示すること。
- (10) 第24条の17の規定に基づき、指定知的障害児施設等の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (11) 第24条の18の規定に基づき、指定知的障害児施設等の指定等の公示をすること。
- (12) 第24条の19第1項の規定に基づき、指定知的障害児施設等に関し必要な情報の提供を行うとともに、その利用に関し相談に応じ、及び助言を行うこと。
- (13) 第30条第1項の規定に基づき、児童を同居させた者からの届出を受理すること。
- (14) 第30条第2項の規定に基づき、児童との同居をやめた者からの届出を受理すること。
- (15) 第30条の2の規定に基づき、里親等に対し、児童の保護について必要な指示をし、又は報告をさせること。
- (16) 第34条の3第1項の規定に基づき、児童自立生活援助事業又は小規模住宅型児童養護事業（以下この項において「児童自立生活援助事業等」という。）の開始の届出を受理すること。
- (17) 第34条の3第2項の規定に基づき、届出事項の変更の届出を受理すること。
- (18) 第34条の3第3項の規定に基づき、児童自立生活援助事業等の廃止又は休止の届出

を受理すること。

- (19) 第34条の4第1項の規定に基づき、児童自立生活援助事業等を行う者に対して、報告を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくはその事務所等に立ち入り、設備等を検査させること。
- (20) 第34条の5の規定に基づき、児童自立生活援助事業等を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずること。
- (21) 第34条の11第1項の規定に基づき、一時預かり事業の開始の届出を受理すること。
- (22) 第34条の11第2項の規定に基づき、届出事項の変更の届出を受理すること。
- (23) 第34条の11第3項の規定に基づき、一時預かり事業の廃止又は休止の届出を受理すること。
- (24) 第34条の13第1項の規定に基づき、一時預かり事業を行う者に対して、報告を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくはその事務所等に立ち入り、設備等を検査させること。
- (25) 第34条の13第3項の規定に基づき、一時預かり事業を行う者に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。
- (26) 第34条の13第4項の規定に基づき、一時預かり事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずること。
- (27) 第34条の14第1項の規定に基づき、家庭的保育事業の開始の届出を受理すること。
- (28) 第34条の14第2項の規定に基づき、届出事項の変更の届出を受理すること。
- (29) 第34条の14第3項の規定に基づき、家庭的保育事業の廃止又は休止の届出を受理すること。
- (30) 第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業を行う市町村に対して、報告を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくはその事務所等に立ち入り、設備等を検査させること。
- (31) 第34条の16第3項の規定に基づき、家庭的保育事業を行う市町村に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずること。
- (32) 第34条の16第4項の規定に基づき、家庭的保育事業を行う市町村に対し、その事業の制限又は停止を命ずること。
- (33) 第35条第3項の規定に基づき、児童福祉施設の設置の届出を受理すること。
- (34) 第35条第4項の規定に基づき、児童福祉施設の設置を認可すること。
- (35) 第35条第6項の規定に基づき、児童福祉施設の廃止又は休止の届出を受理すること。
- (36) 第35条第7項の規定に基づき、児童福祉施設の廃止又は休止を承認すること。
- (37) 第46条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親から必要な報告を求め、又は職員に、当該施設に立ち入り、設備、帳簿書類等の検査をさせること。

- (38) 第46条第3項の規定に基づき、児童福祉施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は命ずること。
 - (39) 第46条第4項の規定に基づき、児童福祉施設の設置者に対し、事業の停止を命ずること。
 - (40) 第58条の規定に基づき、児童福祉施設の認可を取り消すこと。
 - (41) 第59条第1項の規定に基づき、認可を受けていない施設の設置者等から必要な報告を求め、又は職員に、その事務所若しくは施設に立ち入り、必要な調査等をさせること。
 - (42) 第59条第3項の規定に基づき、認可を受けていない施設の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善等の勧告をすること。
 - (43) 第59条第4項の規定に基づき、勧告に従わなかった旨を公表すること。
 - (44) 第59条第5項又は第6項の規定に基づき、事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。
 - (45) 第59条第7項の規定に基づき、勧告又は命令した旨を市町村長に通知すること。
 - (46) 第59条の2第1項の規定に基づき、認可を受けていない保育所（以下この項において「認可外保育施設」という。）の設置の届出を受理すること。
 - (47) 第59条の2第2項の規定に基づき、届出事項の変更又は事業の廃止若しくは休止の届出を受理すること。
 - (48) 第59条の2第3項の規定に基づき、届出に係る事項を市町村長に通知すること。
 - (49) 第59条の2の5第1項の規定に基づき、認可外保育施設の運営の状況の報告を受理すること。
 - (50) 第59条の2の5第2項の規定に基づき、認可外保育施設の運営の状況等を取りまとめ、これを市町村長へ通知するとともに、公表すること。
 - (51) 第59条の2の6の規定に基づき、事務の執行及び権限の行使に関し、市町村長に対し、必要な協力を求めること。
 - (52) 児童福祉法施行規則（以下この項において「省令」という。）第37条第5項の規定に基づき、児童福祉施設の名称、定款等の変更の届出を受理すること。
 - (53) 省令第37条第6項の規定に基づき、児童福祉施設の建物その他設備の規模及び構造、経営の責任者等の変更の届出を受理すること。
 - (54) 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第3条の規定に基づき、児童福祉施設に対し、その施設及び運営の向上に関し勧告すること。
- 18 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の施行に関する事務
- (1) 第5条の規定に基づき、受給資格及び手当額を認定すること。
 - (2) 第12条の規定に基づき、手当の支払を一時差し止めること。
 - (3) 第13条の規定に基づき、未支払の手当を支払うこと。

- (4) 第16条において準用する児童扶養手当法第8条第1項の規定に基づき、手当額の改定を認定すること。
- (5) 第16条において準用する児童扶養手当法第31条の規定に基づき、手当の支払を調整すること。
- (6) 第36条第2項の規定に基づき、障害児に対して、指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は職員にその者の障害の状態を診断させること。
- (7) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号。以下この項において「省令」という。）第28条の規定に基づき、特別児童扶養手当認定請求書又は特別児童扶養手当額の改定請求書の添付書類を省略させ、又はこれに代わる他の書類を添付させること。
- (8) 省令第29条の規定に基づき、市町村長経由の省略を認めること。
- 19 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行に関する事務（札幌市の区域に係るものを除く。）
- (1) 第11条第1項の規定に基づき、自立支援給付に係る障害者等若しくは障害児の保護者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は職員に質問させること。
- (2) 第11条第2項の規定に基づき、自立支援給付対象サービス等を行った者又はこれらを使用した者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は職員に質問させること。
- (3) 第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者等を指定すること。
- (4) 第32条第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者を指定すること。
- (5) 第37条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定の変更をすること。
- (6) 第39条第1項の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定の変更をすること。
- (7) 第41条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新をすること。
- (8) 第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者等の指定内容の変更又は廃止、休止若しくは再開の届出を受理すること。
- (9) 第46条第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の設置者の住所等の変更の届出を受理すること。
- (10) 第47条の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定の辞退の届出を受理すること。
- (11) 第48条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類等の提出若しくは提示を命じ、従業者等に対し出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類等を検査させること。

- (12) 第49条第1項から第3項までの規定に基づき、指定事業者等に対し、基準を遵守すべきことを勧告すること。
- (13) 第49条第4項の規定に基づき、指定事業者等が勧告に従わなかった旨の公表を行うこと。
- (14) 第49条第5項及び第6項の規定に基づき、指定事業者等に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命じ、及びその旨を公示すること。
- (15) 第49条第7項の規定に基づき、指定事業者等が適正な運営をしていない旨の市町村からの通知を受理すること。
- (16) 第50条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (17) 第50条第2項から第4項までの規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者等が処分事由に該当する旨の市町村からの通知を受理すること。
- (18) 第51条の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者等の指定等の公示を行うこと。
- (19) 第79条第2項の規定に基づき、障害福祉サービス事業等の開始の届出を受理すること。
- (20) 第79条第3項の規定に基づき、障害福祉サービス事業等の変更の届出を受理すること。
- (21) 第79条第4項の規定に基づき、障害福祉サービス事業等の廃止又は休止の届出を受理すること。
- (22) 第81条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業を行う者等に対し、報告若しくは帳簿書類等の提出等を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは設備、帳簿書類等を検査させること。
- (23) 第82条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業等の制限又は停止を命ずること。
- (24) 第82条第2項の規定に基づき、障害福祉サービス事業等の施設の設備若しくは運営の改善又はその事業の停止若しくは廃止を命ずること。
- (25) 第83条第3項の規定に基づき、障害者支援施設の設置に係る市町村からの届出を受理すること。
- (26) 第85条第1項の規定に基づき、市町村が設置した障害者支援施設について、報告若しくは帳簿書類等の提出等を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは設備、帳簿書類等を検査させること。
- (27) 第86条第1項及び第2項の規定に基づき、市町村が設置した障害者支援施設について、事業の停止又は廃止を命じ、及び理由を文書により示すこと。
- (28) 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下この項において「政令」という。）第43条の4第1項の規定に基づき、市町村が設置した障害者支援施設の休止又

は廃止に係る届出を受理すること。

(29) 政令第43条の 4 第 2 項の規定に基づき、市町村が設置した障害者支援施設の名称等の変更の報告を受理すること。

20 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成21年北海道条例第50号）の施行に関する事務

(1) 第47条の規定に基づき、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の協議に必要な事実に関し、調査を行うこと。

(2) 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則（平成22年北海道規則第15号）第15条第 2 項の規定に基づき、地域相談員の委嘱を行うこと。

別表第 4 の総合振興局等の本庁経済部の分掌事項第 1 項中「の実施」を「（昭和24年法律第181号）の実施」に、「2 支庁以上」を「2 以上の総合振興局等」に改め、同事項第 2 項中「の施行」を「（昭和34年法律第155号）の施行」に改め、同事項第 4 項中「の施行」を「（昭和26年法律第204号）の施行」に改め、同事項第 7 項中「の施行」を「（昭和25年法律第149号）の施行」に改め、同事項第12号、第13号、第16号及び第17号中「2 支庁以上」を「2 以上の総合振興局等の所管区域」に改め、同事項第24号及び第25号中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同事項第 9 項中「の施行」を「（昭和42年法律第149号）の施行」に改め、同事項第11項中「の施行」を「（昭和44年法律第64号）の施行」に改め、同事項第22項中「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」を「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」に改め、同項第 1 号から第 8 号までの規定中「第36条第 2 項」を「第24条第 2 項」に改め、同項第 9 号から第11号までの規定中「第36条第 3 項」を「第24条第 3 項」に改め、同項第12号中「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則」を「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則」に、「第33条第 3 項」を「第25条第 3 項」に改め、同項第13号中「第37条第 2 項」を「第29条第 2 項」に改め、同項第14号中「第38条第 3 項」を「第30条第 3 項」に改め、同項第15号中「第39条第 1 項」を「第31条第 1 項」に改め、同項第16号中「第39条第 2 項」を「第31条第 2 項」に改め、同項第17号中「第42条」を「第34条」に改め、同表の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項第 1 項中「の施行」を「（昭和27年法律第229号）の施行」に改め、同事項第 3 項第 1 号中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同事項第 5 項中「支庁」を「総合振興局等」に改め、同事項第10項中「の施行」を「（昭和34年法律第91号）の施行」に改め、同事項第12項第 1 号中「第17条」を「（昭和40年法律第64号）第17条」に、「第26条」を「（平成12年法律第15号）第26条」に改め、同事項第16項中「の施行」を「（昭和24年法律第195号）の施行」に改め、同項第21号中「支庁」を「総合振興局等」に改め、同事項第18項第 1 号中「支庁」を「総合振興局等」に改め、同事項第21項中「海岸法」の次に「（昭

和31年法律第101号）」を加え、同事項第22項中「の施行」を「（昭和33年法律第30号）の施行」に改め、同事項第23項中「の施行」を「（昭和27年法律第131号）の施行」に改め、同事項第24項中「の施行」を「（昭和25年法律第209号）の施行」に改め、同事項第25項中「の施行」を「（昭和26年法律第166号）の施行」に改め、同事項第26項中「の施行」を「（昭和31年法律第123号）の施行」に改め、同事項第28項中「獣医療法」の次に「（平成 4 年法律第46号）」を加え、同事項第33項中「の施行」を「（昭和25年法律第127号）の施行」に、「支庁」を「総合振興局等」に改め、同表の総合振興局等の本庁水産林務部の分掌事項第 1 項中「の施行」を「（昭和24年法律第267号）の施行」に改め、同事項第 2 項中「の施行」を「（昭和39年北海道規則第132号）の施行」に改め、同項第 5 号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、イの次に次のように加える。

ウ カに固定式刺し網漁業

別表第 4 の総合振興局等の本庁水産林務部の分掌事項第 2 項第 5 号に次のように加える。

ク いるか突棒漁業（許可申請者が道外に住所を有するものを除く。）

別表第 4 の総合振興局等の本庁水産林務部の分掌事項第 2 項第10号中「支庁」を「総合振興局等」に改め、同事項第 3 項中「の施行」を「（昭和39年北海道規則第133号）の施行」に改め、同項第 7 号中「第27条」を「第52条」に、「第24条第 2 項」を「第47条第 2 項」に、「支庁」を「総合振興局等」に改め、同号を同項第11号とし、同項第 6 号中「第25条」を「第50条」に改め、同号を同項第10号とし、同項第 5 号中「第15条」を「第38条」に、「第 2 号ア及びイ」を「第 6 号ア及びイ」に、「こと」を「こと（採捕の区域が 2 以上の総合振興局等の所管区域にわたるもの及び許可の申請者が道外に住所を有するものに係るものを除く。）」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 4 号中「第12条第 1 項」を「第34条第 1 項」に、「こと」を「こと（採捕の区域が 2 以上の総合振興局等の所管区域にわたるもの及び許可の申請者が道外に住所を有するものに係るものを除く。）」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 3 号中「第10条」を「第32条」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 2 号中「第 8 条第 2 項」を「第30条第 2 項」に、「こと（）」を「こと（採捕の区域が 2 以上の総合振興局等の所管区域にわたるもの及び）」に改め、同号ア中「第 4 条」を「第26条」に改め、同号イ中「第27条」を「第52条」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 1 号中「第 4 条」を「第26条」に、「支庁」を「総合振興局等」に改め、同号を同項第 5 号とし、同号の前に次の 4 号を加える。

- (1) 第 8 条第 2 項の規定に基づき、第 1 項第 5 号の許可に係る許可証の写しを証明すること。
- (2) 第11条の規定に基づき、第 1 項第 5 号の許可に制限又は条件を付けること。
- (3) 第13条第 1 項の規定に基づき、第 1 項第 5 号の許可の内容について、変更を許可すること。
- (4) 第16条の規定に基づき、第 1 項第 5 号の許可に係る許可証を書換え交付し、又は再

交付すること。

別表第4の総合振興局等の本庁水産林務部の分掌事項第7項中「の施行」を「（昭和25年法律第137号）の施行」に改め、同事項第9項中「の施行」を「（昭和26年法律第313号）の施行」に改め、同事項第15項中「の施行」を「（平成11年法律第51号）の施行」に改め、同事項第16項中「の施行」を「（昭和26年法律第249号）の施行」に改め、同事項第18項中「の施行」を「（昭和45年法律第89号）の施行」に改め、同事項第19項中「の廃止」を「（昭和26年北海道条例第38号）の廃止」に改め、同事項第1号中「附則第2項」を「（昭和55年北海道条例第35号）附則第2項」に改め、同事項第20項中「の施行」を「（昭和54年法律第51号）の施行」に改め、同項第1号中「支庁」を「総合振興局等」に改め、同項第4号中「以下」を「昭和54年政令第205号。以下」に改め、同事項第21項第1号中「支庁」を「総合振興局等」に改め、同事項第22項第2号、第23項第1号及び第24項第1号中「支庁」を「総合振興局等」に改め、同事項第28項中「後志支庁」を「後志総合振興局」に改め、同事項第29項中「上川支庁及び網走支庁」を「上川総合振興局及びオホーツク総合振興局」に改め、同事項第30項中「上川支庁」を「上川総合振興局」に改め、同事項中第32項を第33項とし、第31項を第32項とし、第30項の次に次の1項を加える。

31 北海道立道民の森条例（平成2年北海道条例第16号）の施行に関する事務（石狩振興局に限る。）

- (1) 第6条第2項の規定に基づき、臨時の利用日又は利用時間の変更の承認をすること。
- (2) 第13条第1項の規定に基づき、知事がやむを得ない事情があると認める場合に、道民の森の管理に係る業務を行うこと。
- (3) 北海道立道民の森管理規則（平成2年北海道規則第51号）第5条第1項又は第4項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる行為を許可し、又は許可を取り消すこと。
- (4) 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下この項において「指定手続条例」という。）第8条の規定に基づき、協定の締結を行うこと。
- (5) 指定手続条例第12条第1項の規定に基づき、指定管理者に対し、必要な指示を行うこと。
- (6) 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（以下この項において「指定手続規則」という。）第10条の規定に基づき、事業報告書の提出を受け、並びにその内容を審査し、及び必要な指示等を行うこと。
- (7) 指定手続規則第11条第3項の規定に基づき、管理の目標に係る達成状況に関する事項について定期的に公表すること及び目標を達成できるよう指定管理者に対する指示等を行うこと。

別表第4の総合振興局等の本庁水産林務部の分掌事項に次の2項を加える。

34 道有林に関する事務

- (1) 道有林野事業の施行に関して、法令等に基づき、行政庁に対する許可、認可等の申

請、届出、報告等を行うこと。

35 北海道水源林野道行造林条例の廃止に伴う経過措置に関する事務（道有林野に係るものに限る。）

- (1) 北海道水源林野道行造林条例を廃止する条例附則第2項の規定に基づき、樹実等の産物の採取を許可し、土地所有者と協議して造林地の採石等をさせ、土地所有者に対し造林した林野等の処分を承認し、造林地の施業方法を定め、及び造林地の保護のため必要な事項を指定すること。

別表第4の総合振興局等の本庁建設部の分掌事項中「石狩支庁、檜山支庁、後志支庁、空知支庁、日高支庁、釧路支庁及び根室支庁」を「石狩振興局、日高振興局、檜山振興局及び根室振興局」に改め、同事項第1項中「の施行」を「（昭和24年法律第100号）の施行」に改め、同事項第3項中「（昭和58年法律第43号）」を削り、同事項第4項中「の施行」を「（昭和25年法律第201号）の施行」に改め、「（第8号に掲げる事務にあっては、石狩支庁を除く。）」を削り、同項第12号中「建築基準法施行令」の次に「（昭和25年政令第338号）」を加え、同事項第7項中第6号から第8号までを削り、第9号を第6号とし、第10号及び第11号を削り、同項第12号中「登録簿等」を「設計等の業務に関する報告書」に改め、同項中同号を第7号とし、第13号から第15号までを5号ずつ繰り上げ、第16号を削り、同事項第9項中「の施行」を「（昭和38年法律第134号）の施行」に改め、同事項第12項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 第75条第4項の規定に基づき、措置をとるべきことを命ずること。
- (5) 第75条第5項及び第6項の規定に基づき、報告の受理及び勧告を行うこと。

別表第4の総合振興局等の本庁建設部の分掌事項第15項中「の施行」を「（平成9年北海道条例第11号）の施行」に改め、同表の精神保健福祉センターの事項中「の施行」を「（昭和25年法律第123号）の施行」に改め、同表の開拓記念館の事項を次のように改める。

1 北海道立開拓記念館条例（昭和46年北海道条例第4号）の施行に関する事務

- (1) 第7条第2項の規定に基づき、記念館（本館を除く。）の利用日及び利用時間の変更を承認すること。
- (2) 第7条第3項の規定に基づき、本館の利用日及び利用時間の変更をすること。
- (3) 第14条第1項の規定に基づき、特別観覧を承認すること。
- (4) 第15条第2項の規定に基づき、特別観覧の承認を取り消すこと。
- (5) 第16条の規定に基づき、模写品等の刊行等を承認すること。
- (6) 第17条第1項の規定に基づき、本館資料の貸出しを承認すること。
- (7) 第18条第1項の規定に基づき、知事がやむを得ない事情があると認める場合に、記念館の管理に係る業務を行うこと。

2 北海道立開拓記念館管理規則（昭和46年北海道規則第27号）の施行に関する事務

- (1) 第5条第1号シの規定に基づき、同号アからサまでに掲げる者に準ずる者と認める

こと。

- (2) 第5条第2号の規定に基づき、特別な理由があると認めること。
 - (3) 第9条第2項の規定に基づき、特別観覧の時間を変更すること。
 - (4) 第11条第2項第5号の規定に基づき、その他適当と認めること。
 - (5) 第12条第2項の規定に基づき、本館資料の貸出期間の延長を認めること。
 - (6) 第12条第4項の規定に基づき、本館資料の返還を求めること。
- 3 自然公園法の施行に関する事務（道立自然公園野幌森林公園の区域に係るものに限る。）
- (1) 第79条第2項の規定に基づき、道立自然公園の区域内において国の機関が行う規制に係る行為について、協議を受け、又は通知を受理すること及び当該国の機関に対し、風景の保護のため執るべき措置について協議を求めること（国有林野における地域施業計画樹立に際しての森林施業に係る協議を除く。）。
- 4 北海道立自然公園条例の施行に関する事務（道立自然公園野幌森林公園の区域に係るものに限る。）
- (1) 第10条第4項の規定に基づき、特別地域内における同項各号に掲げる行為を許可すること。
 - (2) 第10条第6項及び第7項の規定に基づき、同条第4項各号に掲げる行為に着手している者等から届出を受理すること。
 - (3) 第11条第4項第6号の規定に基づき、道立自然公園の利用調整地区への立入りを許可すること。
 - (4) 第13条第1項の規定に基づき、道立自然公園の利用調整地区への立入りを認定すること。
 - (5) 第13条第4項及び第5項の規定に基づき、立入認定証の交付及び再交付を行うこと。
 - (6) 第19条第1項の規定に基づき、指定認定機関に対し、認定関係事務に関し報告を求め、又は職員に立入検査させ、若しくは関係者に質問させること。
 - (7) 第21条第1項の規定に基づき、普通地域内において同項各号に掲げる行為をしようとする者から届出を受理すること。
 - (8) 第21条第2項の規定に基づき、普通地域内における工作物の新築等の行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずること。
 - (9) 第21条第4項の規定に基づき、届出に係る措置命令をすることができる期間を延長すること。
 - (10) 第21条第6項の規定に基づき、届出に係る行為の着手制限期間を短縮すること。
 - (11) 第22条の規定に基づき、中止等を命じ、又はこれに代わるべき措置を執るべき旨を命ずること（第1号、第3号及び第8号に係るものに限る。）。
 - (12) 第23条の規定に基づき、報告を徴し、及び立入検査を行わせること（第1号、第3

号、第8号及び前号に係るものに限る。）。

- (13) 第38条第1項の規定に基づき、実地調査のため、職員に他人の土地への立入り等を行わせること。
- 5 北海道立自然公園条例施行規則の施行に関する事務（道立自然公園野幌森林公園の区域に係るものに限る。）
- (1) 第4条第2項の規定に基づき、施設の供用開始の期日を延期すること。
 - (2) 第11条第1項の規定に基づき、公園事業者に対し、公園事業の執行に関し報告を命じ、又は職員に公園事業に係る施設に立ち入らせ、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは質問させること。
 - (3) 第20条第90号の規定に基づき、地方公共団体が作成した計画及び工作物の新築等の概要を受理すること。
 - (4) 第35条第16号の規定に基づき、地方公共団体が作成した計画及び工作物の新築等の概要を受理すること。
- 6 北海道野幌森林公園記念施設地区管理規則（昭和46年北海道規則第97号）の施行に関する事務
- (1) 第5条第1項の規定に基づき、利用の許可をすること。
 - (2) 第8条第1項の規定に基づき、記念施設地区内の通路の通行に関し規制を行うこと。
 - (3) 第9条の規定に基づき、利用の許可の取消し等を行い、又は施設の原状回復等を命ずること。
- 7 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する事務
- (1) 第8条の規定に基づき、協定の締結を行うこと。
 - (2) 第12条第1項の規定に基づき、指定管理者に対し、必要な指示を行うこと。
 - (3) 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（次号において「指定手続規則」という。）第10条の規定に基づき、事業報告書の提出を受け、並びにその内容を審査し、及び必要な指示等を行うこと。
 - (4) 指定手続規則第11条第3項の規定に基づき、管理の目標に係る達成状況に関する事項について定期的に公表すること及び目標を達成できるよう指定管理者に対する指示等を行うこと。

別表第4の水産試験場の事項から保健福祉事務所の事項までを削り、同表の保健所の事項第2項中「調理師法」の次に「（昭和33年法律第147号）」を加え、同事項第3項中「の施行」を「（平成6年法律第117号）の施行」に改め、同項第5号中「以下」を「平成7年厚生省令第33号。以下」に改め、同事項第4項中「の施行」を「（昭和23年法律第156号）の施行」に改め、同項第3号中「以下」を「昭和24年政令第16号。以下」に改め、同項第7号中「以下」を「昭和27年厚生省令第32号。以下」に改め、同事項第5項中「の施行」を「（昭和25年法律第303号）の施行」に改め、同事項第6項中「の施行」を「（平成10年法

律第114号)の施行」に改め、同事項第7項中「医療法に」を「医療法(昭和23年法律第205号)に」に改め、同表の家畜保健衛生所の事項第2項中「の施行」を「(平成14年法律第70号)の施行」に改め、同表の森づくりセンターの事項から空港管理事務所の事項までを削る。

別表第5の1の事項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同表の2の事項中「支庁長事務委任規則」を「総合振興局長等事務委任規則」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第5の2 (第9条の2関係)

1 公共用財産の管理処分等に関する事務

- (1) 国土交通省所管の公共用財産とする目的で土地等の購入及び交換を行い、並びに寄附、所管換え(土地については1件の面積が10万平方メートル、工作物についてはその見積価格が1億円を超えるものを除く。)、貸付及び譲与を受けること。
- (2) 国土交通省所管の公共用財産とする土地の登記を嘱託すること。
- (3) 道路法(昭和27年法律第180号)第90条第2項又は下水道法(昭和33年法律第79号)第36条の規定による国有財産(普通財産に限る。)の貸付又は譲与を受けること。
- (4) 租税特別措置法第33条の4第4項及び第65条の2第4項の規定に基づき、資産の買取り等の申出証明書等を交付すること。
- (5) 租税特別措置法第33条の4第6項及び第65条の2第6項の規定に基づき、資産の買取り等の申出証明書の写しを提出すること。
- (6) 公共施設等に係る敷地の境界証明及び確認に関すること。
- (7) 道が行う道路、河川、砂防施設、海岸等に係る公共事業の施行又は当該施設の管理に関して、法令等に基づき、行政庁に対する許可、認可等の申請、届出、報告等を行うこと。
- (8) 法定外公共物に係る国有財産譲与のため、国土交通省所管国有財産の用途廃止(当該事務に係る国有財産の所管換え及び引継ぎを含む。)を行うこと。

2 道路法の施行に関する事務

- (1) 第18条第1項の決定に基づき、代行業に係る道路の区域の決定及び変更を行うこと。
- (2) 第22条第1項の規定に基づき、工事原因者に道路に関する工事等を施行させること。
- (3) 第23条第1項の規定に基づき、附帯工事を道路に関する工事と併せて施行すること。
- (4) 第24条の規定に基づき、道路管理者以外の者に行う工事の設計及び実施計画を承認すること。
- (5) 第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等と協議すること。
- (6) 第32条第1項及び第3項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、道路の占用及びその変更を許可すること。
- (7) 第35条(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、国からの

協議を受けること。

- (8) 第38条第1項の規定に基づき、道路の占用に関する工事を行うこと。
- (9) 第40条第2項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、原状の回復又は必要な措置を指示すること。
- (10) 第43条の2の規定に基づき、車両の積載物の落下の予防等の措置を命ずること。
- (11) 第46条第1項及び第3項並びに第47条第3項の規定に基づき、道路の通行を禁止し、又は制限すること。
- (12) 第47条の2第1項の規定に基づき、車両の通行を許可すること。
- (13) 第47条の3第1項及び第2項の規定に基づき、必要な措置を命ずること。
- (14) 第48条の6及び第48条の10の規定に基づき、必要な措置を命ずること。
- (15) 第58条第1項の規定に基づき、原因者に費用の負担をさせること。
- (16) 第59条第1項の規定に基づき、附帯工事に要する費用を負担し、又は原因者等に負担させること。
- (17) 第66条第1項の規定に基づき、他人の土地に立ち入り、又は他人の土地を一時使用すること。
- (18) 第68条の規定に基づき、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分し、及び災害の現場に在る者等を防ぎよに従事させること。
- (19) 第69条の規定に基づき、立入り又は一時使用に伴う損失補償等を行うこと。
- (20) 第70条第1項から第3項までの規定に基づき、道路の新設又は改築に伴う損失補償等を行うこと。
- (21) 第71条第1項並びに第2項第1号及び第2号(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、監督処分を行うこと。
- (22) 第72条第1項及び第2項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、監督処分に伴う損失補償等を行うこと。
- (23) 第72条第3項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、損失補償金額を原因行為者に負担させること。
- (24) 第91条第1項の規定に基づき、土地の形質の変更等を許可すること。
- (25) 第91条第3項の規定並びに同条第4項において準用する第69条第2項及び第3項の規定に基づき、第91条第1項の規定による制限により損失を受けた者に対する損失補償等を行うこと。
- (26) 第92条第1項の規定に基づき、不用物件を管理すること。
- (27) 第94条第1項の規定に基づき、不用物件を返還すること(道路法施行法(昭和27年法律第181号)第5条第1項の規定により貸し付けられたものとみなされたものを除く。))。

- (28) 第95条の2第1項の規定に基づき、北海道公安委員会の意見を聴くこと。
- (29) 車両制限令（昭和36年政令第265号。以下この項において「制限令」という。）第7条の規定に基づき、車両の総重量、軸重及び輪荷重の限度を定めること。
- (30) 制限令第10条の規定に基づき、徐行その他の通行方法を定めること。
- (31) 制限令第11条の規定に基づき、他の道路を指定すること。
- (32) 制限令第12条の規定に基づき、特殊な車両を認定すること。
- (33) 道路管理者の意見聴取に関する省令（昭和26年運輸省、建設省令第1号）第2条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、道路管理者の意見を提出すること。
- (34) 北海道道路占用料徴収条例（昭和45年北海道条例第28号。以下この項において「条例」という。）第2条第2項の規定に基づき、道路の占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないこと。
- (35) 条例第3条第2項ただし書の規定に基づき、占用料を返還すること。
- (36) 北海道道路管理規則（昭和58年北海道規則第79号）第5条第1項、第10条第1項及び第16条第1項の規定に基づき、届出を受理すること。
- 3 河川法（昭和39年法律第167号）の施行に関する事務（第79条の規定に基づき国土交通大臣の認可等を要するものを除く。）
- (1) 第18条の規定に基づき、原因者に河川の維持を行わせること。
- (2) 第21条第1項の規定に基づき、工事の施行に伴う損失補償等を行うこと。
- (3) 第22条第1項及び第2項の規定に基づき、洪水時等において緊急措置を行うこと。
- (4) 第22条第3項から第5項までの規定に基づき、洪水時等における緊急措置により損失を受けた者に対する損失補償等を行うこと。
- (5) 第23条の規定に基づき、流水の減量の占用を許可すること（新たな減水区間を伴わないものに限る。）。
- (6) 第23条の規定に基づき、流水の占用（水利使用に係る第24条の規定による土地の占用を含む。）の許可を更新すること。
- (7) 第24条の規定に基づき、河川区域内の土地の占用（水利使用に係るものにあつては、前2号に係るものに限る。）を許可すること。
- (8) 第25条の規定に基づき、河川区域内の土地における土石等の採取を許可すること。
- (9) 第26条第1項の規定に基づき、工作物の新築等（水利使用に係るものにあつては、その許可内容の変更を伴わないものに限る。）を許可すること（河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下この項において「施行令」という。）第45条第5号に規定する工作物に係るものを除く。）。
- (10) 第27条第1項の規定に基づき、河川区域内の土地における掘削等を許可すること。
- (11) 第31条第1項の規定に基づき、許可工作物の用途廃止の届出を受理すること。
- (12) 第31条第2項の規定に基づき、許可工作物の用途廃止について原状回復等の措置を命ずること。
- (13) 第33条第3項の規定に基づき、許可に基づく地位の承継の届出を受理すること（第55条第2項及び第57条第3項において準用する場合を含む。）。
- (14) 第34条第1項の規定に基づき、許可に基づく権利の譲渡を承認すること。
- (15) 第55条第1項の規定に基づき、河川保全区域内の土地における土地の掘削等を許可すること。
- (16) 第57条第1項の規定に基づき、河川予定地内の土地における行為を許可すること。
- (17) 第67条の規定に基づき、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川の維持に要する費用について原因者に負担させること。
- (18) 第75条の規定に基づき、許可若しくは承認を取り消し、変更し、又はその条件の変更等を行うこと（所長の専決すべき事項に係る場合に限る。）。
- (19) 第76条の規定に基づき、監督処分に伴う損失補償等を行うこと（所長が監督処分を行ったものに限る。）。
- (20) 第78条の規定に基づき、許可（所長が専決したものに限る。）を受けた者等から報告を徴し、又は立入検査を行うこと。
- (21) 第89条第1項の規定に基づき、他人の土地に立ち入り、又は他人の土地を一時使用すること。
- (22) 第89条第8項及び第9項の規定に基づき、立入り又は一時使用に伴う損失補償等を行うこと。
- (23) 第95条の規定に基づき、協議すること（前各号に係るものに限る。）。
- (24) 第99条の規定に基づき、河川の管理に関する事項を委託すること（樋門、樋管又は排水機場に係るものに限る。）。
- (25) 施行令第16条の3の規定に基づき、一級河川における竹木の流送の許可をすること。
- (26) 施行令第16条の5の規定に基づき、汚水の排出の届出を受理すること。
- (27) 施行令第16条の8第1項の規定に基づき、行為の許可をすること。
- (28) 施行令第16条の9第3項の規定に基づき、許可に基づく地位を承継したものの届出を受理すること。
- (29) 河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則（昭和40年建設省令第20号。以下この項において「取扱規則」という。）第2条の規定に基づき、附帯工事の施行を必要とする場合に工作物の管理者にその旨を通知すること。
- (30) 取扱規則第4条第1項及び第3項の規定に基づき、附帯工事計画を定め並びに費用の負担について協定を締結すること（計画及び協定の変更を含む。）。
- (31) 取扱規則第5条第1項及び第3項の規定に基づき、附帯工事の費用負担の額を決定し、及び工作物の管理者に通知すること。

- (32) 取扱規則第6条の規定に基づき、附帯工事の施行又は負担金の使用について指示等を行うこと。
- (33) 取扱規則第8条の規定に基づき、工作物の管理者に引継ぎ等を行うこと。
- (34) 取扱規則第9条の規定に基づき、附帯工事のしゅん功検査を行い、及び負担金の額の確定等を行うこと。
- (35) 取扱規則第10条の規定に基づき、附帯工事の負担金の還付等を行うこと。
- (36) 河川法施行細則（昭和40年北海道規則第35号）第6条の規定に基づき、届出等（所長が専決処分したものに係るものに限る。）を受理すること。
- (37) 河川法施行条例（平成12年北海道条例第25号。以下この項において「条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、二級河川における竹木の流送を許可すること。
- (38) 条例第4条第2項の規定に基づき、地位を承継した者の届出を受理すること。
- (39) 条例第7条の規定に基づき、流水占用料等を減免すること。
- (40) 条例第8条の規定に基づき、流水占用料等の全部又は一部を返還すること。
- 4 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する事務
 - (1) 第11条第9項の規定に基づき、河川区域を含めて農用地区域を定める場合の承認をすること。
- 5 土地収用法（昭和26年法律第219号）の施行に関する事務
 - (1) 第18条第2項第6号の規定に基づき、意見書を提出すること。
- 6 砂防法（明治30年法律第29号）の施行に関する事務
 - (1) 第8条の規定に基づき、原因行為者に工事を施行させ、又は砂防設備の維持をさせること。
 - (2) 第22条の規定に基づき、土地又は森林の所有者に補償金を下付して土石等を供給させること。
 - (3) 第23条第1項の規定に基づき、土地に立ち入り、その土地を材料置場等の用に供し、又は現在する障害物を除却すること。
 - (4) 第23条第2項の規定に基づき、立入り等に伴う損害を補償すること。
 - (5) 第29条の規定に基づき、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は設備の変更若しくは原形の回復を命じ、又は許可された事項により生ずる害を予防するために必要な設備を命ずること。
 - (6) 第30条の規定に基づき、法律、命令又は許可の条件に違背した者に対し、その違背によって生ずる事実を更正し、及びその違背によって生ずる損害を予防するために必要な設備をするよう命ずること。
 - (7) 砂防法施行条例（平成12年北海道条例第26号。以下この項において「条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる行為を許可すること。
 - (8) 条例第4条第1項の規定に基づき、砂防設備に同項各号に掲げる工作物を設け、継

- 続して砂防設備を占用することを許可すること。
- (9) 条例第5条の規定に基づき、国又は地方公共団体が行う行為について協議を受けること。
- (10) 条例第7条の規定に基づき、条例第3条第1項又は第4条第1項の許可を受けた者が当該許可に係る事項を変更することを承認すること。
- (11) 条例第11条第1項の規定に基づき、条例第4条第1項の許可に基づく権利を譲渡することを承認すること。
- (12) 条例第12条第1項の規定に基づき、砂防設備を原状に回復することが不適當であることを認めること。
- (13) 条例第12条第2項の規定に基づき、前号により不適當と認めた場合の措置について必要な指示をすること。
- (14) 条例第14条の規定に基づき、占用料を減免すること。
- (15) 条例第15条の規定に基づき、占用料の全部又は一部を返還すること。
- 7 砂利採取法の施行に関する事務
 - (1) 第16条の規定に基づき、採取計画の認可をすること。
 - (2) 第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をすること。
 - (3) 第20条第2項の規定に基づき、採取計画の軽微な変更の届出を受理すること。
 - (4) 第20条第3項の規定に基づき、第18条第1項第1号又は第2号の事項の変更の届出を受理すること。
 - (5) 第22条の規定に基づき、認可採取計画の変更を命ずること。
 - (6) 第23条第1項の規定に基づき、必要な措置をとるべきこと又は砂利の採取を停止すべきことを命ずること。
 - (7) 第23条第2項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを命ずること。
 - (8) 第24条の規定に基づき、砂利の採取の廃止の届出を受理すること。
 - (9) 第26条の規定に基づき、第16条の認可を受けた砂利採取業者に対し、その認可を取り消し、又は砂利の採取の停止を命ずること。
 - (10) 第31条第1項の規定に基づき、第16条の認可（第20条第1項の規定による変更の認可を含む。）に条件を付すること。
 - (11) 第33条の規定に基づき、砂利採取業を行う者に対し、その業務に関し報告をさせること。
 - (12) 第34条第2項の規定に基づき、職員に砂利採取業を行う者又は河川区域等以外の区域において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。
 - (13) 第34条第3項の規定に基づき、職員に河川区域等の区域において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類

その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。

- (14) 第36条第3項の規定に基づき、関係市町村長に通報をすること。
 - (15) 第37条第2項の規定に基づき、必要な調査を行い、必要な措置を講ずること。
 - (16) 第43条の規定に基づき、国又は地方公共団体から砂利採取計画及びその変更の協議を受けること。
- 8 地すべり等防止法の施行に関する事務（国土交通大臣が指定した地すべり防止区域及びばた山崩壊防止区域に係るものに限る。）
- (1) 第8条の規定に基づき、地すべり防止区域指定の標識を設置すること。
 - (2) 第11条の規定に基づき、地すべり防止工事に関する設計及び実施計画について承認し、又は国等から協議を受けること。
 - (3) 第13条の規定に基づき、同条に規定する他の工作物の管理者との協議により、その者に当該地すべり防止施設に関する工事を施行させ、又は当該地すべり防止施設を維持させること。
 - (4) 第14条第1項の規定に基づき、工事原因者に地すべり防止工事を施行させること。
 - (5) 第15条第1項の規定に基づき、附帯工事を施行すること。
 - (6) 第16条第1項の規定に基づき、他人の土地に立ち入り、又は他人の土地を一時使用すること。
 - (7) 第16条第2項において準用する第6条第8項から第10項までの規定に基づき、立入り又は一時使用に伴う損失補償等を行うこと。
 - (8) 第17条第1項から第3項までの規定に基づき、地すべり防止工事に伴う損失補償等を行うこと。
 - (9) 第18条第1項の規定に基づき、地すべり防止区域内における同項各号に掲げる行為について許可すること。
 - (10) 第20条第2項の規定に基づき、国又は地方公共団体から第18条第1項各号に掲げる行為をすることについて協議を受けること。
 - (11) 第21条第1項及び第2項の規定に基づき、第18条第1項の許可の取消し等の監督処分を行い、及び必要な措置を命ずること。
 - (12) 第21条第3項及び第4項の規定に基づき、処分又は命令により損失を受けた者に対する損失補償等を行うこと。
 - (13) 第21条第5項の規定に基づき、損失補償金額を原因行為者に負担させること。
 - (14) 第22条第1項の規定に基づき、地すべり防止施設の管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をすること。
 - (15) 第23条第1項及び第2項の規定に基づき、地すべり防止施設の管理につき必要な措置を命ずること。
 - (16) 第23条第3項及び第4項の規定に基づき、同条第2項の命令により損失を受けた者

に対する損失補償等を行うこと。

- (17) 第25条の規定に基づき、居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示し、及びその旨を警察署長に通知すること。
 - (18) 第42条第1項の規定に基づき、ばた山崩壊防止区域内における同項各号に掲げる行為について許可すること。
- 9 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）の施行に関する事務
- (1) 第3条第1項の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を指定することについて関係市町村の意見を聴くこと。
 - (2) 第5条第1項の規定に基づき、調査のため他人の占有する土地に立ち入り、又は一時使用すること。
 - (3) 第5条第8項から第10項までの規定に基づき、立入り又は一時使用に伴う損失補償等を行うこと。
 - (4) 第6条の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域の指定の標識を設置すること。
 - (5) 第7条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる行為を許可すること。
 - (6) 第7条第3項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる行為に着手している旨の届出を受理すること。
 - (7) 第7条第4項の規定に基づき、国又は地方公共団体からの協議を受けること。
 - (8) 第8条第1項の規定に基づき、第7条第1項各号に掲げる行為に係る許可を取り消し、若しくは当該許可に付した条件を変更し、又は制限行為の中止その他必要な措置をとることを命ずること。
 - (9) 第9条第3項の規定に基づき、急傾斜地崩壊防止工事の施行、家屋の移転その他必要な措置をとることを勧告すること。
 - (10) 第11条第1項の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域内の他人の土地に立ち入り、又は急傾斜地崩壊防止工事若しくは制限行為の状況を検査すること。
 - (11) 第13条第1項の規定に基づき、国又は地方公共団体以外の者の施行する工事の届出を受理すること。
 - (12) 第17条第1項の規定に基づき、工事のため他人の占有する土地に立ち入り、又は一時使用すること。
 - (13) 第18条第1項から第3項までの規定に基づき、工事施行に伴う損失補償等を行うこと。
 - (14) 第26条の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者等から必要な報告を求めること。
- 10 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の施行に関する事務

- (1) 第4条第1項の規定に基づき、基礎調査を行うこと。
 - (2) 第4条第2項の規定に基づき、基礎調査の結果を関係市町村の長に通知すること。
 - (3) 第5条第1項の規定に基づき、基礎調査のため他人の占有する土地に立ち入り、又は他人の土地を作業場として一時使用すること。
 - (4) 第5条第8項から第10項までの規定に基づき、立入り又は一時使用に伴う損失補償等を行うこと。
 - (5) 第6条第3項及び第8条第3項の規定に基づき、関係市町村の長の意見を聴くこと。
 - (6) 第9条第1項の規定に基づき、特別警戒区域内の特定開発行為を許可すること。
 - (7) 第12条の規定に基づき、第9条第1項の許可に必要な条件を付すこと。
 - (8) 第13条第1項及び第2項の規定に基づき、届出の受理並びに必要な助言及び勧告を行うこと。
 - (9) 第14条の規定に基づき、国又は地方公共団体と協議をすること。
 - (10) 第16条第1項の規定に基づき、第10条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更を許可すること。
 - (11) 第16条第3項の規定に基づき、届出を受理すること。
 - (12) 第17条第1項の規定に基づき、届出を受理すること。
 - (13) 第17条第2項の規定に基づき、対策工事等を検査し、及び検査済証を交付すること。
 - (14) 第17条第3項の規定に基づき、対策工事等の完了を公示すること。
 - (15) 第19条の規定に基づき、対策工事等の廃止の届出を受理すること。
 - (16) 第20条第1項の規定に基づき、第9条第1項若しくは第16条第1項の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは必要な措置をとることを命ずること。
 - (17) 第20条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく措置を行い、その旨の公告を行うこと。
 - (18) 第20条第3項の規定に基づき、公示すること。
 - (19) 第21条第1項の規定に基づき、検査をすること。
 - (20) 第22条の規定に基づき、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言若しくは勧告をすること。
 - (21) 第25条第1項の規定に基づき、建築物の移転等の必要な措置をとることを勧告すること。
- 11 海岸法の施行に関する事務（漁港及び港湾の区域並びに農林水産省農村振興局所管に係るものを除く。）
- (1) 第7条第1項の規定に基づき、海岸保全区域（公共海岸の土地に限る。）の占用を許可すること。
 - (2) 第8条第1項の規定に基づき、海岸保全区域内における土石の採取等を許可するこ

- と。
- (3) 第10条第2項（第37条の8において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国等から第7条第1項の占用又は第8条第1項の行為をすることについて協議を受けること。
 - (4) 第12条第1項から第8項まで（第37条の8においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、占用許可の取消し等の監督処分を行い、及び必要な措置等を命じ、又は当該措置等を自ら行うこと。
 - (5) 第12条の2第1項から第3項まで（第37条の8においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、処分又は命令により損失を受けた者に対する損失補償等を行うこと。
 - (6) 第12条の2第4項（第37条の8において準用する場合を含む。）の規定に基づき、損失補償金額を原因行為者に負担させること。
 - (7) 第13条の規定に基づき、海岸管理者以外の者が施行する海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について承認し、又は国等からの協議を受けること。
 - (8) 第15条の規定に基づき、同条に規定する他の工作物の管理者との協議により、その者に当該海岸保全施設に関する工事を施行させ、又は当該海岸保全施設を維持させること。
 - (9) 第16条第1項（第37条の8において準用する場合を含む。）の規定に基づき、原因者に海岸保全施設等に関する工事又は維持を施行させること。
 - (10) 第17条の規定に基づき、附帯工事を海岸保全施設に関する工事と併せて施行すること。
 - (11) 第18条第1項（第37条の8において準用する場合を含む。）の規定に基づき、調査若しくは測量又は工事のため他人の占有する土地等に立ち入り、又は他人の土地を一時使用すること。
 - (12) 第18条第7項及び第8項（第37条の8においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、立入り又は一時使用に伴う損失補償等を行うこと。
 - (13) 第19条第1項から第3項までの規定に基づき、海岸保全施設の新設又は改良に伴う損失補償等を行うこと。
 - (14) 第20条第1項の規定に基づき、海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をすること。
 - (15) 第21条第1項及び第2項の規定に基づき、海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設の管理につき必要な措置を命ずること。
 - (16) 第21条第3項及び第4項の規定に基づき、同条第2項の命令により損失を受けた者に対する損失補償を行うこと。
 - (17) 第30条の規定に基づき、兼用工作物の費用の負担について協議すること。

- (18) 第31条（第37条の8において準用する場合を含む。）の規定に基づき、原因者に費用の負担をさせること。
- (19) 第32条の規定に基づき、附帯工事に要する費用を負担し、又は原因者に負担させること。
- (20) 第37条の4の規定に基づき、一般公共海岸区域（水面を除く。）の占用を許可すること。
- (21) 第37条の5の規定に基づき、一般公共海岸区域内における土石の採取等を許可すること。
- (22) 北海道海岸占用料等徴収条例（以下この項において「条例」という。）第3条の規定に基づき、占用料等を減免すること。
- (23) 条例第4条の規定に基づき、占用料等の全部又は一部を返還すること。
- 12 港湾法（昭和25年法律第218号）の施行に関する事務
- (1) 第56条第1項の規定に基づき、水域施設等の建設、水域の占用、土砂の採取等の許可をすること。
- (2) 第56条第3項において準用する第37条第3項の規定に基づき、国等から協議を受けること。
- (3) 第56条の4（第1号ロに係る部分に限る。）の規定に基づき、工事その他の行為の中止等の監督処分を行うこと。
- (4) 第56条の5の規定に基づき、第56条第1項の規定による許可を受けた者から必要な報告を徴し、又は職員に当該許可に係る場所等に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物等を検査させること。
- 13 下水道法の施行に関する事務
- (1) 第11条の2の規定に基づき、公共下水道の使用の開始等の届出を受理すること。
- (2) 第12条の3の規定に基づき、特定施設の設置等の届出を受理すること。
- (3) 第12条の4の規定に基づき、特定施設の構造等の変更の届出を受理すること。
- (4) 第12条の5の規定に基づき、計画の変更又は廃止を命ずること。
- (5) 第12条の6第2項の規定に基づき、同条第1項の期間を短縮すること。
- (6) 第12条の7の規定に基づき、氏名の変更等の届出を受理すること。
- (7) 第12条の8第3項の規定に基づき、承継の届出を受理すること。
- (8) 第12条の9第1項の規定に基づき、事故の状況及び講じた措置の概要の届出を受理すること。
- (9) 第12条の9第2項の規定に基づき、応急の措置を講ずべきことを命ずること。
- (10) 第12条の10の規定に基づき、流域関連公共下水道の管理者からの通知を受理すること。
- (11) 第13条第1項の規定に基づき、職員をして排水設備等を検査させること。

- (12) 第14条第1項の規定に基づき、公共下水道の使用を一時制限すること。
- (13) 第15条（第25条の10において準用する場合を含む。）の規定に基づき、他の工作物の管理者との協議により、その者に公共下水道若しくは流域下水道の施設に関する工事を施行させ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を維持させること。
- (14) 第16条（第25条の10において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公共下水道又は流域下水道の施設に関する工事等を行うことを承認すること。
- (15) 第17条（第25条の10において準用する場合を含む。）の規定に基づき、兼用工作物の管理に要する費用の負担について、他の工作物の管理者と協議して定めること。
- (16) 第18条（第25条の10において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公共下水道又は流域下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道又は流域下水道の施設に関する工事に要する費用について、その行為をした者に負担させること。
- (17) 第21条（第25条の10において準用する場合を含む。）の規定に基づき、放流水の水質検査を行い、その結果を記録し、及び終末処理場の維持管理を行うこと。
- (18) 第21条の2（第25条の10において準用する場合を含む。）の規定に基づき、発生汚泥等について適切に処理すること。
- (19) 第23条（第25条の10において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公共下水道又は流域下水道の台帳を調製し、保管すること。
- (20) 第24条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる行為を許可すること。
- (21) 第25条の6の規定に基づき、流域下水道の供用の開始等について、流域関連公共下水道管理者に通知すること。
- (22) 第25条の7の規定に基づき、流域下水道の使用を一時制限し、及びその旨を流域関連公共下水道の管理者に通知すること。
- (23) 第25条の8の規定に基づき、流域関連公共下水道の管理者に対し、原因を調査し、調査の結果を報告するよう求めること。
- (24) 第32条第1項の規定に基づき、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を一時使用すること。
- (25) 第32条第8項から第10項までの規定に基づき、立入り又は一時使用に伴う損失補償等を行うこと。
- (26) 第37条の2の規定に基づき、特定施設の構造若しくは使用方法又は特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命ずること。
- (27) 第38条第1項の規定に基づき、同項各号のいずれかに該当する者に対し、許可若しくは承認を取り消し、若しくは条件を変更し、又は行為の中止その他の必要な措置を命ずること。
- (28) 第38条第2項の規定に基づき、法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、許可若しくは承認を取り消し、若しくは条件を変更し、又は行為の中止その他の必要

な措置を命ずること。

- (29) 第38条第4項及び第5項の規定に基づき、処分又は命令により損失を受けた者に対する損失補償等を行うこと。
- (30) 第38条第6項の規定に基づき、損失補償金額を原因行為者に負担させること。
- (31) 第39条の2の規定に基づき、特定施設の設置者から下水を排除する事業場等の状況等に関し必要な報告を徴すること。
- (32) 北海道公共下水道条例（昭和58年北海道条例第25号。以下この項において「条例」という。）第6条の規定に基づき、排水設備等の新設等の計画を確認すること。
- (33) 条例第8条第1項の規定に基づき、排水設備等を検査すること。
- (34) 条例第12条の規定に基づき、使用開始等の届出を受理すること。
- (35) 条例第14条の規定に基づき、資料の提出を求めること。
- (36) 条例第15条の規定に基づき、使用料を減免すること。
- (37) 条例第17条第1項の規定に基づき、公共下水道の敷地等の占用を許可すること。
- (38) 条例第19条の規定に基づき、占用料を減免すること。
- (39) 条例第20条の規定に基づき、占用料の全部又は一部を返還すること。
- (40) 条例第21条の規定に基づき、条例第17条第1項の許可を取り消すこと。
- (41) 条例第22条第1項ただし書及び第2項の規定に基づき、公共下水道の敷地等を原状に回復することが不適当と認めること及びその場合の措置について必要な指示をすること。
- (42) 北海道流域下水道条例（昭和54年北海道条例第19号。以下この項において「流域下水道条例」という。）第5条の規定に基づき、知事がやむを得ない事情があると認める場合に、流域下水道の管理に係る業務を行うこと。
- (43) 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下この項において「指定手続条例」という。）第8条の規定に基づき、協定の締結を行うこと（流域下水道条例第3条の規定により流域下水道の管理を指定管理者に行わせる場合に限る。）。
- (44) 指定手続条例第12条第1項の規定に基づき、指定管理者に対し、必要な指示を行うこと（流域下水道条例第3条の規定により流域下水道の管理を指定管理者に行わせる場合に限る。）。
- (45) 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（以下この項において「指定手続規則」という。）第10条の規定に基づき、事業報告書の提出を受け、並びにその内容を審査し、及び必要な指示等を行うこと（流域下水道条例第3条の規定により流域下水道の管理を指定管理者に行わせる場合に限る。）。
- (46) 指定手続規則第11条第3項の規定に基づき、管理の目標を達成できるよう指定管理者に対する指示等を行うこと（流域下水道条例第3条の規定により流域下水道の管理

を指定管理者に行わせる場合に限る。）。

- 14 都市公園法（昭和31年法律第79号）の施行に関する事務
- (1) 第5条第1項の規定に基づき、公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理することを許可すること。
- (2) 第6条第1項の規定に基づき、都市公園を占用することを許可すること。
- (3) 第10条第2項の規定に基づき、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者に対し、必要な指示を行うこと。
- (4) 第17条の規定に基づき、都市公園台帳を作成し、及び保管すること。
- (5) 第27条第1項の規定に基づき、同項各号のいずれかに該当する者に対し、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は工事の中止その他必要な措置を命ずること。
- (6) 第27条第2項の規定に基づき、同項各号のいずれかに該当する場合において、第27条第1項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずること。
- (7) 第27条第3項の規定に基づき、必要な措置を命ずべき所有者等を確知できない場合に当該措置を自ら行うこと及びその措置を行うべき旨をあらかじめ公告すること。
- (8) 第27条第4項から第7項までの規定に基づき、所有者等を確知できない工作物等の保管、返還、売却等を行うこと。
- (9) 第28条の規定に基づき、監督処分に伴う損失の補償を行うこと。
- (10) 北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号。以下この項において「条例」という。）第2条の3の規定に基づき、利用の期間又は時間の変更に係る承認をすること。
- (11) 条例第4条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる行為を許可すること。
- (12) 条例第7条ただし書の規定に基づき、緊急の必要がある場合に、都市公園の利用を禁止し、又は制限すること。
- (13) 条例第8条第1項の規定に基づき、同項各号のいずれかに該当する者に対し、許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は行為の中止その他必要な措置を命ずること。
- (14) 条例第8条第2項の規定に基づき、同項各号のいずれかに該当する場合において、条例第8条第1項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずること。
- (15) 条例第9条の規定に基づき、届出を受理すること。
- (16) 条例第12条の規定に基づき、使用料の減免をすること。
- (17) 条例第14条第1項の規定に基づき、知事がやむを得ない事情があると認める場合に、都市公園の管理に係る業務を行うこと。
- (18) 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下この項において「指定手続条例」という。）第8条の規定に基づき、協定の締結を行うこと。

- (19) 指定手続条例第12条第 1 項の規定に基づき、指定管理者に対し、必要な指示を行うこと。
- (20) 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（以下この項において「指定手続規則」という。）第10条の規定に基づき、事業報告書の提出を受け、並びにその内容を審査し、及び必要な指示等を行うこと。
- (21) 指定手続規則第11条第 3 項の規定に基づき、管理の目標を達成できるよう指定管理者に対する指示等を行うこと。
- 15 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の施行に関する事務
- (1) 第11条の 2 第 4 項から第 6 項までの規定に基づき、行政財産を貸し付けること。
- 16 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）の施行に関する事務
- (1) 第 4 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請を受理すること。
- (2) 第 4 条第 2 項の規定に基づき、電線又は電柱の設置及び管理を行う者に対し、電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請を勧告すること。
- (3) 第 4 条第 4 項の規定に基づき、電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請を却下すること。
- (4) 第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、電線共同溝を建設し、並びに電線共同溝の占用予定者から意見を聴取し、及び電線共同溝整備計画を策定すること。
- (5) 第 6 条第 2 項の規定に基づき、電線共同溝の占用予定者の地位の承継の届出を受理すること。
- (6) 第10条及び第11条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝の占用の許可をすること。
- (7) 第12条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝の占用に係る変更の許可をすること。
- (8) 第14条第 2 項の規定に基づき、許可に基づく地位の承継の届出を受理すること。
- (9) 第15条第 1 項の規定に基づき、許可に基づく権利の譲渡の承認をすること。
- (10) 第16条第 2 項及び第17条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を占用する者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- (11) 第17条第 2 項の規定に基づき、第17条第 1 項の規定による命令を受けた者に対し、損失補償を行うこと。
- (12) 第17条第 4 項の規定に基づき、補償金額を第17条第 1 項に規定する必要を生じさせた者に負担させること。
- (13) 第20条第 2 項の規定に基づき、原状の回復について必要な指示をすること。
- (14) 第21条の規定に基づき、国からの協議を受けること。
- (15) 第26条の規定に基づき、許可若しくは承認を取り消し、その内容を変更し、その効力を停止し、又は電線共同溝の占用予定者等の地位を取り消すこと。

- 17 北海道空港条例（昭和36年北海道条例第41号）の施行に関する事務（渡島総合振興局にあっては奥尻空港、オホーツク総合振興局にあっては女満別空港及びオホーツク紋別空港、釧路総合振興局にあっては中標津空港、宗谷総合振興局にあっては利尻空港及び礼文空港に係るものに限る。）
- (1) 第 4 条第 1 項ただし書の規定に基づき、制限荷重以上の航空機による空港整備の使用を許可すること。
- (2) 第 5 条第 1 項の規定に基づき、航空機の離着陸、停留又は格納のため離着陸施設又は格納庫を使用しようとする者から届出を受理すること。
- (3) 第 5 条第 2 項の規定に基づき、航空機の離着陸又は停留のため離着陸施設を使用しようとする者に対し、航空機の停留についての必要な指示をすること。
- (4) 第 6 条の規定に基づき、空港設備の使用を許可すること。
- (5) 第 7 条の規定に基づき、空港内において工作物を設置すること等を許可すること。
- (6) 第 7 条の 2 の規定に基づき、空港内の営業を許可し、又は届出を受理すること。
- (7) 第 7 条の 3 の規定に基づき、空港内の営業を休止し、又は廃止しようとする者から届出を受理すること。
- (8) 第 8 条の規定に基づき、空港設備の使用者又は空港内営業者にその使用若しくは営業の停止を命じ、又は許可を取り消すこと。
- (9) 第 9 条第 3 項の規定に基づき、空港設備の使用料を減免すること。
- (10) 第10条の規定に基づき、空港の所在する町に対し、空港の管理を委託すること（渡島総合振興局及び宗谷総合振興局に限る。）。
- (11) 北海道空港条例施行規則（昭和50年北海道規則第12号。以下この項において「規則」という。）第 2 条第 1 項ただし書の規定に基づき、空港の運用時間を変更すること。
- (12) 規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、空港の運用時間外の航空機による離着陸設備の使用を許可すること。
- (13) 規則第 9 条第 2 項ただし書の規定に基づき、離着陸設備又は格納庫の使用料を 1 月分取りまとめて納付することを承認すること。
- (14) 規則第12条の規定に基づき、空港への入場を制限すること。
- (15) 規則第13条第 1 項第 2 号の規定に基づき、立入制限区域内に立ち入ることについて許可すること。
- (16) 規則第14条第 1 項ただし書の規定に基づき、車両の使用及び取扱いを許可すること。
- (17) 規則第16条第 1 項第 5 号及び第 6 号の規定に基づき、爆発物等の携帯等及び裸火の使用を許可すること。
- (18) 規則第16条の 2 の規定に基づき、同条各号のいずれかに該当する者に対して、当該行為を制止し、又は空港からの退去若しくは原状回復等を命ずること。

- (19) 規則第17条の規定に基づき、空港設備の原状回復を指示すること。
- (20) 規則第18条の規定に基づき、当該職員に空港設備の使用状況について検査させ、又は空港設備の使用者若しくは空港内営業者に必要な報告を求めること。
- 18 国有財産法（昭和23年法律第73号）の施行に関する事務
- (1) 第18条第6項の規定に基づき、国土交通省所管の国有財産（海域に限る。）の使用又は収益を許可すること。
- (2) 第19条において準用する第21条第2項の規定に基づき、使用等の期間の更新を許可すること。
- (3) 北海道海域管理規則（昭和55年北海道規則第29号。以下この項において「規則」という。）第12条第2項の規定に基づき、地位の承継届を受理すること。
- (4) 規則第13条の規定に基づき、氏名等の変更届を受理すること。
- (5) 規則第14条の規定に基づき、廃止届を受理すること。
- (6) 規則第15条の規定に基づき、許可を取り消し、必要な措置等を命ずること。
- (7) 規則第16条の規定に基づき、原状回復等を命ずること。
- (8) 北海道海域使用料等徴収条例（平成12年北海道条例第28号。以下この項において「条例」という。）第4条の規定に基づき、使用料等を減免すること。
- (9) 条例第5条の規定に基づき、使用料等の全部又は一部を返還すること。
- 19 北海道沿岸水域の工事取締条例（昭和24年北海道条例第74号）の施行に関する事務
- (1) 第4条の規定に基づき、工事の許可をすること。
- (2) 第7条の規定に基づき、着手又は竣功期限の伸長を許可すること。
- (3) 第8条の規定に基づき、許可の目的又は工法の変更を許可すること。
- (4) 第10条の規定に基づき、竣功届を受理すること。
- (5) 第11条の規定に基づき、工事の廃止又は中止の届出を受理すること。
- (6) 第12条の規定に基づき、許可を取り消し、工事の中止、原状回復等を命ずること。
- (7) 第13条の規定に基づき、許可を受けなかった工事の撤去、原状回復等を命ずること。
- (8) 第14条の規定に基づき、代執行をし、又は第三者に執行させ、その費用を徴収すること。
- (9) 第15条第1項の規定に基づき、権利の譲渡を許可すること。
- (10) 第18条の規定に基づき、手数料を減免すること。
- 20 建設業法の施行に関する事務（振興局長（留萌振興局長を除く。）の権限とされているものを除く。）
- (1) 第3条第1項の規定に基づき、建設業者の許可をすること。
- (2) 第11条の規定に基づき、変更等の届出を受理すること。
- (3) 第12条の規定に基づき、廃業等の届出を受理すること。

- (4) 第19条の5の規定に基づき、建設業者と請負契約を締結した発注者に対して、勧告をすること。
- (5) 第24条の6第3項の規定に基づき、特定建設業者からの通報を受けること。
- (6) 第27条の26第1項の規定に基づき、建設業者の経営規模等評価を行うこと。
- (7) 第27条の27の規定に基づき、当該建設業者に対し、審査の結果を通知すること。
- (8) 第27条の28の規定に基づき、経営規模等評価の再審査を行うこと。
- (9) 第28条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、建設業を営む者に対して、必要な指示をすること。
- (10) 第28条第3項及び第5項の規定に基づき、建設業を営む者に対して、営業の停止を命ずること。
- (11) 第28条第7項の規定に基づき、注文者に対して、勧告をすること。
- (12) 第29条の規定に基づき、建設業者の許可を取り消すこと。
- (13) 第29条の2第1項の規定に基づき、建設業者の所在地等を確知できない旨を公告し、及び建設業者の許可を取り消すこと。
- (14) 第29条の3第3項の規定に基づき、建設工事の施工の差止めを命ずること。
- (15) 第29条の4の規定に基づき、新たに営業を開始することを禁止すること。
- (16) 第29条の5第1項の規定に基づき、監督処分を行った旨を公告すること。
- (17) 第30条の規定に基づき、利害関係人からの不正事実の申告により適当な措置をとること。
- (18) 第31条の規定に基づき、建設業を営む者から報告を徴し、又は職員に営業所等への立入検査を行わせること。
- (19) 第41条第1項の規定に基づき、建設業を営む者及び建設業者団体に対して、指導、助言及び勧告を行うこと。
- (20) 第41条第2項及び第3項の規定に基づき、特定建設業者に対して、立替払等を勧告すること。
- (21) 建設業法施行規則第21条の規定に基づき、再審査の結果を当該建設業者に通知し、及び再審査の結果が審査の結果と異なることとなった場合において当該発注者に通知すること。
- 21 建設機械抵当法施行令の施行に関する事務（振興局長（留萌振興局長を除く。）の権限とされているものを除く。）
- (1) 第7条の規定に基づき、打刻又は検認を拒否すること。
- (2) 第8条の規定に基づき、建設機械の打刻及び検認を行うこと。
- (3) 第9条第1項の規定に基づき、建設機械打刻証明書及び建設機械打刻検認証明書を交付すること。
- 22 浄化槽法の施行に関する事務（振興局長（留萌振興局長を除く。）の権限とされているものを除く。）

るものを除く。)

- (1) 第5条第3項の規定に基づき、浄化槽の設置等の届出をした者に対して、計画の変更又は廃止を命ずること。
 - (2) 第23条第1項及び第2項の規定に基づき、浄化槽工事業者の登録をし、及びその旨を申請者に通知すること。
 - (3) 第24条の規定に基づき、浄化槽工事業者の登録を拒否し、及びその旨を申請者に通知すること。
 - (4) 第25条の規定に基づき、変更の届出を受理し、又は変更があった事項の登録等を行うこと。
 - (5) 第26条の規定に基づき、廃業等の届出を受理すること。
 - (6) 第27条の規定に基づき、浄化槽工事業者の登録を抹消し、及びその旨を廃業等の届出をした者に通知すること。
 - (7) 第28条第2項の規定に基づき、浄化槽工事の施行の差止めを命ずること。
 - (8) 第32条第1項の規定に基づき、浄化槽工事業者に対し、必要な指示をすること。
 - (9) 第32条第2項及び第3項の規定に基づき、浄化槽工事業者の登録を取り消し、及びその旨を通知し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。
 - (10) 第33条第3項の規定に基づき、浄化槽工事業の開始等の届出を受理すること（建設業法第3条第1項の規定に基づき、北海道知事以外の者から許可を受けている建設業者に係るものを除く。）。
 - (11) 第53条第1項の規定に基づき、浄化槽工事業者から報告を徴すること（建設業法第3条第1項の規定に基づき、北海道知事以外の者から同法別表下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている建設業者に係るものを除く。）。
 - (12) 第53条第2項の規定に基づき、職員に、浄化槽工事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をさせること（建設業法第3条第1項の規定に基づき、北海道知事以外の者から同法別表下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている建設業者に係るものを除く。）。
- 23 建築基準法の施行に関する事務（振興局長（留萌振興局長を除く。）の権限とされているものを除く。)
- (1) 第9条第1項の規定に基づき、建築主等に対し、必要な措置をとることを命ずること（本庁に置かれた建築主事が確認済証を交付した建築物であって、当該確認を受けた建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないもの（以下この項において「本庁確認建築物」という。）に係るものを除く。）。
 - (2) 第9条第7項（第10条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築主等に対し、使用禁止又は使用制限を命ずること（本庁確認建築物に係るものを除く。）。

く。）。

- (3) 第9条第10項の規定に基づき、建築主等に対し、施工の停止等を命ずること（本庁確認建築物に係るものを除く。）。
 - (4) 第10条第1項の規定に基づき、建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対し、必要な措置をとることを勧告すること。
 - (5) 第10条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく勧告に係る措置をとることを命ずること。
 - (6) 第10条第3項の規定に基づき、建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対し、必要な措置をとることを命ずること。
 - (7) 第11条第1項の規定に基づき、建築物の除去等を命ずること。
 - (8) 第12条第1項及び第3項の規定による報告を受理すること。
 - (9) 第12条第5項の規定に基づき、報告を求めること（本庁確認建築物に係るものを除く。）。
 - (10) 第45条第1項の規定に基づき、私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限すること。
 - (11) 第48条第14項ただし書の規定に基づき、建築物を許可すること。
 - (12) 建築基準法施行令第115条の2第1項第4号ただし書の規定に基づき、建築物の外壁及び軒裏について、その周囲の状況により延焼防止上支障がないと認めること（本庁に置かれた建築主事に確認の申請又は計画の通知をした建築物の計画に係るものを除く。）。
- 24 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事務（振興局長（留萌振興局長を除く。）の権限とされているものを除く。)
- (1) 第15条第1項の規定に基づき、特別特定建築物（当該特別特定建築物について本庁に置かれた建築主事に確認の申請又は第17条第5項の通知がされ、かつ、当該特別特定建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないものを除く。）の建築主等に対し、必要な措置をとることを命ずること。
 - (2) 第15条第2項の規定に基づき、特別特定建築物（当該特別特定建築物について本庁に置かれた建築主事に計画の通知又は第17条第5項の通知がされ、かつ、当該特別特定建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないものを除く。）を管理する機関の長に対し、必要な措置をとることを要請すること。
 - (3) 第15条第3項の規定に基づき、特別特定建築物（当該特別特定建築物について本庁に置かれた建築主事に確認の申請、計画の通知又は第17条第5項の通知がされ、かつ、当該特別特定建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないものを除く。）の建築主等に対し、必要な指導及び助言をすること。

- (4) 第16条第3項の規定に基づき、特定建築物（当該特定建築物について本庁に置かれた建築主事に確認の申請、計画の通知又は第17条第5項の通知がされ、かつ、当該特定建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないものを除く。）の建築主等に対し、必要な指導及び助言をすること。
- (5) 第17条第3項又は第18条第1項の規定に基づき、特定建築物に係る計画又は計画の変更の認定を行うこと（建築基準法施行細則第4条第1項各号に掲げる建築物以外の建築物の建築等について第17条第4項の申出がされた場合を除く。）。
- (6) 第17条第5項（第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定建築物（建築基準法施行細則第4条第1項各号に掲げる建築物に限る。）の建築等の計画又は計画の変更を建築主事に通知すること。
- (7) 第21条の規定に基づき、認定建築主等に対し、認定特定建築物（建築基準法施行細則第4条第1項各号に掲げる建築物以外の建築物であって、当該認定特定建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないものを除く。次号において同じ。）に係る必要な改善措置を命ずること。
- (8) 第22条の規定に基づき、認定特定建築物に係る計画の認定を取り消すこと。
- (9) 第53条第3項の規定に基づき、特定建築物の建築主等に対し、報告させ、又は職員に、特定建築物等に立入検査させ、若しくは関係者に質問させること（前各号に掲げる事務に係るものに限る。）。
- (10) 第53条第4項の規定に基づき、認定建築主等に対し、報告をさせること（第7号及び第8号に掲げる事務に係るものに限る。）。
- 25 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する事務（振興局長（留萌振興局長を除く。）の権限とされているものを除く。）
- (1) 第7条第1項の規定に基づき、特定建築物の所有者に対し、必要な指導及び助言をすること。
- (2) 第7条第2項の規定に基づき、特定建築物の所有者に対し、必要な指示をすること。
- (3) 第7条第3項の規定に基づき、特定建築物の所有者が指示に従わなかった旨を公表すること。
- (4) 法第7条第4項の規定に基づき、特定建築物の所有者に対し、報告させ、又はその職員に、特定建築物等に立入検査させること。
- (5) 第8条第3項又は第9条第1項の規定に基づき、建築物の耐震改修の計画又は計画の変更の認定を行うこと。
- (6) 第8条第4項の規定に基づき、建築主事の同意を求めること。
- (7) 第8条第8項（第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築物の耐震改修の計画又は計画の変更の認定に係る通知を建築主事に行うこと。
- (8) 第10条の規定に基づき、認定事業者に対し、建築物の耐震改修の状況について報告

- を求めること。
- (9) 第11条の規定に基づき、認定事業者に対し、認定建築物に係る必要な改善措置を命ずること。
- (10) 第12条の規定に基づき、建築物の耐震改修の計画の認定を取り消すこと。
- 26 建築士法の施行に関する事務（振興局長（留萌振興局長を除く。）の権限とされているものを除く。）
- (1) 第5条の2第1項の規定に基づき、二級建築士又は木造建築士の住所等の届出を受理すること。
- (2) 第5条の2第2項及び第3項の規定に基づき、二級建築士又は木造建築士の住所等の変更の届出を受理すること。
- (3) 第8条の2の規定に基づき、二級建築士又は木造建築士の死亡等の届出を受理すること。
- (4) 第9条第1項の規定に基づき、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消すこと。
- (5) 第9条第2項の規定に基づき、免許を取り消した旨を公告すること。
- (6) 第23条の6の規定に基づき、設計等の業務に関する報告書を受理すること。
- (7) 第23条の9の規定に基づき、設計等の業務に関する報告書を一般の閲覧に供すること。
- (8) 第26条第1項又は第2項の規定に基づき、建築士事務所の登録を取り消し、又は閉鎖を命ずること。
- (9) 第26条の2の規定に基づき、建築士事務所の開設者又は建築士に対し、報告を求め、又は職員に検査させること。
- (10) 第26条第4項において準用する第10条第5項の規定に基づき、処分をした旨を公告すること。
- 27 宅地建物取引業法（第16条、第17条、第22条の2（同条第7項及び第8項並びに宅地建物取引業法施行規則第14条の13の住所変更に係る事務を除く。）、第73条及び第74条の規定を除く。）の実施に関する事務を行うこと（振興局長（留萌振興局長を除く。）の権限とされているものを除く。）
- 28 新住宅市街地開発法の施行に関する事務（振興局長（留萌振興局長を除く。）の権限とされているものを除く。）
- (1) 第34条第3項の規定に基づき、新住宅市街地開発事業が施行された土地である旨の標識を設置すること。
- 29 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務（振興局長（留萌振興局長を除く。）の権限とされているものを除く。）
- (1) 第10条第1項及び第2項の規定に基づき、対象建設工事の届出を受理すること。
- (2) 第10条第3項の規定に基づき、分別解体等の計画の変更等を命ずること。

- (3) 第11条の規定に基づき、国の機関等から対象建設工事に係る通知を受理すること。
 - (4) 第14条の規定に基づき、分別解体等の実施に関し必要な助言又は勧告をすること。
 - (5) 第15条の規定に基づき、分別解体等の方法の変更等を命ずること。
 - (6) 第18条第 2 項の規定に基づき、発注者からの申告を受けること。
 - (7) 第23条の規定に基づき、解体工事業者の登録をし、及びその旨を申請者に通知すること。
 - (8) 第24条の規定に基づき、解体工事業者の登録を拒否し、及びその旨を申請者に通知すること。
 - (9) 第25条の規定に基づき、変更の届出を受理し、及び届出があった事項の登録を行うこと。
 - (10) 第26条の規定に基づき、解体工事業者登録簿を一般の閲覧に供すること。
 - (11) 第27条の規定に基づき、廃業等の届出を受理すること。
 - (12) 第28条の規定に基づき、解体工事業者の登録を抹消すること。
 - (13) 第29条第 2 項の規定に基づき、解体工事の施工の差止めを命ずること。
 - (14) 第35条の規定に基づき、解体工事業者の登録を取り消し、及びその旨を通知し、又はその事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。
 - (15) 第37条第 1 項の規定に基づき、解体工事業を営む者から報告を徴し、又は職員に、営業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。
 - (16) 第42条第 1 項の規定に基づき、特定建設資材に係る分別解体等の実施の状況に関し報告をさせること。
 - (17) 第43条第 1 項の規定に基づき、職員に、営業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させること（分別解体等に係るものに限る。）。
- 30 北海道福祉のまちづくり条例の施行に関する事務（振興局長（留萌振興局長を除く。）の権限とされているものを除く。）
- (1) 第19条の規定に基づき、公共的施設（当該公共的施設について本庁に置かれた建築主事に確認の申請をし、かつ、当該工事に着手していないものを除く。次号において同じ。）の新築等の届出を受理すること。
 - (2) 第20条の規定に基づき、公共的施設の新築等の届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすること。
 - (3) 第21条の規定に基づき、届出をせずに公共的施設（当該公共的施設について本庁に置かれた建築主事に確認の申請をし、かつ、当該建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないものを除く。）の新築等の工事に着手した者に対し、届出をすべきことを指示すること。
 - (4) 第24条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、既存の公共的施設を所有し、又は管理す

る者に対し、報告を求め、並びに必要な指導及び助言をすること。

- (5) 第26条の規定に基づき、公共的施設（当該公共的施設について本庁に置かれた建築主事に確認の申請、計画の通知又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第 5 項の通知がされ、かつ、当該建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないものを除く。）に係る認定証を交付すること。
- 31 エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関する事務（振興局長（留萌振興局長を除く。）の権限とされているもの並びに本庁に置かれた建築主事に確認の申請、計画の通知又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第 5 項の通知がされた建築物の計画に係るものであって、当該建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないものを除く。）
- (1) 第74条第 1 項の規定に基づき、建築物に関する指導及び助言等を行うこと。
 - (2) 第75条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、特定建築物に関する届出の受理及び特定建築主に対する指示を行うこと。
 - (3) 第75条第 3 項の規定に基づき、指示を受けた者がその指示に従わなかった旨を公表すること。
 - (4) 第75条第 4 項の規定に基づき、措置をとるべきことを命ずること。
 - (5) 第75条第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、報告の受理及び勧告を行うこと。
 - (6) 第87条第10項の規定に基づき、報告及び立入検査を行うこと。
- 32 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する事務（建築基準法施行細則第 4 条第 1 項各号に掲げる建築物以外の建築物の建築について第 6 条第 2 項の申出がされた場合における同条第 1 項の認定に係るものを除く。）（振興局長（留萌振興局長を除く。）の権限とされているものを除く。）
- (1) 第 6 条第 1 項（第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画の認定をすること。
 - (2) 第 6 条第 3 項（第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画を建築主事に通知すること。
 - (3) 第 7 条（第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画の認定をした旨を通知すること。
 - (4) 第10条の規定に基づき、計画の認定に基づく地位の承継を承認すること。
 - (5) 第12条の規定に基づき、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について報告を求めること。
 - (6) 第13条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、改善に必要な措置を命ずること。
 - (7) 第14条第 1 項の規定に基づき、計画の認定を取り消すこと。
 - (8) 第14条第 2 項の規定に基づき、計画の認定を取り消した旨を通知すること。

- (9) 第15条の規定に基づき、必要な助言及び指導を行うこと。
- 33 独立行政法人住宅金融支援機構から委託を受けた事務（振興局長（留萌振興局長を除く。）の権限とされているものを除く。）
- (1) 独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第1項第5号の規定による資金の貸付けに係る災害復興建築物等の工事（審査業務を市町村に委託するものを除く。）の審査及び判定を行うこと。
- (2) 独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第1項第6号の規定による資金の貸付けに係る災害予防関連工事等の審査及び判定を行うこと。
- 34 北海道営住宅条例の施行に関する事務（振興局長（留萌振興局長を除く。）の権限とされているものを除く。）
- (1) 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下この項において「指定手続条例」という。）第8条の規定に基づき、協定の締結を行うこと。
- (2) 指定手続条例第12条第1項の規定に基づき、指定管理者に対し、必要な指示を行うこと。
- (3) 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（以下この項において「指定手続規則」という。）第10条の規定に基づき、事業報告書の提出を受け、並びにその内容を審査し、及び必要な指示等を行うこと。
- (4) 指定手続規則第11条第3項の規定に基づき、管理の目標に係る達成状況に関する事項について定期的に公表すること及び目標を達成できるよう指定管理者に対する指示等を行うこと。
- 35 景観法の施行に関する事務（振興局長（留萌振興局長を除く。）の権限とされているものを除く。）
- (1) 第16条第1項の規定に基づき、建築物の新築等に係る届出を受理すること。
- (2) 第16条第2項の規定に基づき、建築物の新築等に係る届出の変更の届出を受理すること。
- (3) 第16条第3項の規定に基づき、届出をした者に対し、必要な措置をとることを勧告すること。
- (4) 第16条第5項後段の規定に基づき、国の機関又は地方公共団体が行う行為に係る通知を受理すること。
- (5) 第16条第6項の規定に基づき、国の機関又は地方公共団体に対し、協議を求めること。
- (6) 第17条第1項の規定に基づき、形態意匠の制限に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、必要な措置を命ずること。
- (7) 第17条第4項の規定に基づき、同条第2項の期間を延長することを通知すること。
- (8) 第17条第7項の規定に基づき、必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該

措置の実施状況について報告をさせ、又は職員に、当該建築物の敷地等に立ち入り、当該特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは当該特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させること。

- (9) 第18条第2項の規定に基づき、同条第1項本文の期間を短縮すること。

36 北海道景観条例の施行に関する事務（振興局長（留萌振興局長を除く。）の権限とされているものを除く。）

- (1) 第21条の規定に基づき、市町村長の意見を聴くこと。

別表第6の部長の決裁事項の項中「部長の定める」を「、部長の定める」に改め、「とし、総務部危機対策局にあっては危機対策局長」を削り、同表の総合政策部知事室長の決裁事項の項中「総合政策部知事室長」を「知事室長」に改め、同項の次に次の1項を加える。

危機管理監、地域振興監、観光振興監及び食の安全推進監の決裁事項	当該事務を所管する局長	当該事務を所管する課長（担当局長が置かれている場合であって当該担当局長の主管する事務については、当該担当局長）
---------------------------------	-------------	---

別表第6の農政部競馬事業室長の決裁事項の項を削り、同表の局長の決裁事項の項中「局次長」を「担当局長」に、「室長が」を「、室長が」に改め、同表の室長の決裁事項の項中「の決裁事項」を「（知事室長を除く。）の決裁事項」に改め、「指定する参事」の次に「（他に参事が置かれていない室にあっては、室長の指定する主幹）」を加え、同項の次に次の1項を加える。

担当局長の決裁事項	当該事務を所管する課長	担当局長の指定する課長又は担当課長
-----------	-------------	-------------------

別表第6の課長の決裁事項の項を次のように改める。

課長の決裁事項	主幹（相当職を含む。）（2人以上置かれている課にあっては課長の指定する順序により、担当課長が置かれている課にあっては当該担当課長の主管する事務については当該担当課長、課に置かれる室等にあっては当該室等の主管する事務については当該室等の長とする。）	課長の指定する主幹（相当職を含む。）（担当課長が置かれている課及び課に置かれる室等においては、当該担当課長又は室等の主管する事務については当該担当課長又は室等の長の指定する主幹（相当職を含む。））
---------	---	--

別表第 6 の課長の決裁事項の項の次に次の 1 項を加える。
担当課長及び課内 当該事務を所管する主幹 担当課長又は課内室長の
室長の決裁事項 指定する主幹

別表第 6 の支庁長の決裁事項の項を次のように改める。
総合振興局長等の 副局長（2 人以上置かれ 当該事務を主管する部長
決裁事項 ている総合振興局等に （森林室の主管する事務
あつては当該事務を主管 にあつては、森林室長）
する副局長、総合振興局
長等の所管に属する出先
機関にあつては所長）

別表第 6 の環境科学研究センター所長の決裁事項の項を削り、同表の開拓記念館長の決裁
事項の項中「副所長」を「副館長」に改め、同表の地質研究所長の決裁事項の項から食品加
工研究センター所長の決裁事項の項まで、農業試験場長の決裁事項の項、水産試験場長の決
裁事項の項、水産孵化場長の決裁事項の項及び林産試験場長の決裁事項の項から保健福祉事
務所長の決裁事項の項までを削り、同表の児童相談所長の決裁事項の項中「副部長」を「次
長」に改め、同表の森づくりセンター所長の決裁事項の項及び土木現業所長の決裁事項の項
を削る。

附 則

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。